明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. III. MARCH, 1902.
VOL. XV.

監獄協會雜誌

三月二十日發行

明治三十五年

第拾五卷
第三號

監獄協會發行

第十五卷第三號目次

○論　說……（一頁）
●清浦司法大臣の演說（於紅葉館）……
●ドクトル、クルーゼン氏の謝辭（同上）……
●死刑に就て（於本會茶話會）……小河滋次郎
●卒業生諸君を送る（於本會茶話會）……有馬四郎助
●理想的行刑制度（前號の續）……留岡幸助
○雜　錄……（三六頁）
●監獄費國庫支辨と監獄官吏
●英國感化院視察談（於某會）……伊東思恭
●在監人賞譽規程釋義……別天生
●一日噺……△□子
○統　計……（四五頁）
●明治三十五年一月末現在全國在監人員表
●明治三十五年一月中外國人國籍區別表
●明治三十五年一月末日全國囚人刑名別
○出獄人保護惡少年感化……（五一頁）
●東京出獄人保護事業第五年報
○雜　報……（五二頁）
●第三期警監學校卒業式●內海內務大臣の視察●山縣學校長の視察●清浦司法大臣の演說●フーニー、コイデル教師視察●カルク、ユーゲル教師視察●ドクトル、クルーゼン教師視察●卒業生總代小野廣馬縣視察●三十五年監獄費豫算に就て●關西地方巡回●監獄協議會●警察署留置場の警察費支辨●因人滯期前の移送●假出獄の報告●眞宗本願寺の教誨研究所●監獄醫學講習科の開設●典獄會議●別房留置人の食費計算方●本會茶話會
○法　令……（六一頁）
○敘任辭令……（六一頁）
○會　告……（六六頁）

第十五卷第二號目次

○論　說……（一頁）
●獄事所感（於監獄茶話會）……石澤藏吾
●新年所感（於監獄茶話會）……高木光久
●理想的行刑制度（於監獄茶話會）……留岡幸助
○談　叢……（一六頁）
●講習
●衛生講談……岳洋生
●看證書籍の攝取
●監獄のクリスマス祭
●ワールベルヒ博士の訃音……眞木喬
○雜　錄……（三七頁）
●在監人賞譽規程釋義……別天生
●巡見雜記……同上
○海外思潮……（四五頁）
●タラック氏ハワード協會主幹の職を退く（ハワード協會報告）
●英國監獄警察
●英國監獄作業
○時々のくさ〴〵……（四九頁）
●數件
○統　計……（五一頁）
●數件
○雜　報……（五七頁）
●數十件
○敘任辭令……（六六頁）
○寄　書……（六六頁）
●三件
○會　告……（六八頁）

監獄協會雜誌第十五卷第三號

（明治三十五年三月二十日發行）

論　說

客月十七日紅葉館に於て警監學校教師「クルーゼン」氏歸國送別の筵を開きたるの際、清浦司法大臣本會を代表し一場の演說を試みられ、山上委員之を獨譯し、後「クルーゼン」氏の答辭ありたり、二編共に之を本欄に收め永く同氏の紀念と爲す、但し獨逸文は卷末に附すべし

○清浦司法大臣の演說

本日此に御招きを致したる「ドクトルクルーゼン」氏は明治三十二年十一月某日我が帝國政府の聘に應じて來朝せられたるのでありまして爾來、今日に至るまで殆んど三年の間、或は監獄事務の顧問として或は警監學校の講師として孜々として獄制の改良及び人物の養成に參畫盡瘁せられたる次第であります、三年と言へば決して長き年數ではありませぬが然かも此間に於て氏が我が監獄事業の爲めに直接間接に其力を加へられたるの効績は著るしきものでありまして勿論政府に於ても

夙に之を認められて居るとであるべく、殊に直接斯業に關係を有する所の者は常に深く其勞を感謝して居る次第であります、故に吾人は我が監獄事業の爲めに此の眞教師を得ましたるとを欣び心窃かに前途尚ほ益々氏の力に藉つて斯業の改良を完成するに至らしめんことを期して居つたやうな譯でありますが今や、光陰は矢よりも速かなりと申す諺もあるが如く氏を迎へましたるは恰かも昨日のやうであつたかの感じがありますが鳥兎匆々既に三年の任期も滿ちて將さに其鄉國に歸へられんとするの今日に遭遇することになりました、吾人は獨り友情の上に於て此に親交ある氏と手を別つに忍びざるのみならず、尚ほ又既往三年間に於ける氏の功績を追想して斯業の前途の爲めに深く氏の我國を辭さるゝを痛惜する所であります、蓋し我が直接斯業に從事する所の者は擧つて皆な其の感を同ふする所であると確信致すのであつて、則ち其意思を代表するが爲めに此に監獄協會の名を以て氏の送別宴會を開くに至つた次第であります、酒肴の以て氏を慰むるに足るものなしと雖も唯だ吾人が言はんと欲して言ふ能はず現はさんと欲して現はす能はざる衷情を諒し氏の滅すべからざる功績の我が監獄沿革史の上に存すると共に氏の名の永く吾人に記憶せられ感謝せらるべきを想はれ是を以て聊か氏が我が監獄事業に盡されたる勞と直接吾人に加へられたる親厚なる友愛とに酬ふるものなりとして聊か其の心を慰せられ吾人が氏を思ふの情の渝はらざるが如く氏も亦た東

西海洋を隔てゝ其國を異にして居りましても其の友情の常に我國、我が監獄事業及び吾人斯業に從事する者に睽かならんことを深く希望する所であります、氏が非凡の學識才能及ひ勤勉力を備へて居らるゝことは今更申す迄もなく殊に尚ほ春秋に富み前途頗る多望の身であつて將來に於て大に其の名を成すの日あるべきは私が今日より豫言して過まらざるべきを信ずる所であります、此に諸君と共に氏の健康を祝して尊盃を擧げんことを望みます

尚ほ又此に「ドクトルクルーゼン」氏と共に本日の正客として御招きを致したる石澤君の爲めに一言致しますが、御承知の通り石澤君は監獄社會に於ける先輩であつて就職以來、今日に至るまで二十有七年の久しき其間、一日として監獄事業を離れられたることなく常に典獄として其の職務に執掌し到る所に能く改良の成績を奏せられたる方であります、實に君は監獄官吏の活模範とも云ふべき功勞家であつて其の直接に監獄を改良せられたる効の著るしかりしは言ふを俟たず間接にまた監獄官吏を薫陶感化せられたるの力も亦た甚だ大なりしことを信ずるのである、然るに君は先頃其の老年の故を以て自ら請ひ斯業の先輩たり功勞家たり活模範たる名譽を全ふして辭任せられましたのであります、君の如き七十有餘の高齡を以て尚ほ監獄事務の劇職に執掌せられたりと云ふことは唯だ此の一事を以ても尚ほ我が監獄官吏否な一般官吏の忠實なる活模範なりと賛稱するに充分の價値ありと

信ずるのである、斯くの如き名譽ある官吏を我が監獄社會より出したることは同時にまた我が監獄社會の名譽なりと謂はざるを得ぬ、依て我が監獄協會は特に君の名譽を表彰しまた君の斯業に對する多年の勤勞を酬ひるが爲めに此に此榮莚をを開いた次第であります、尙ほ序ながら我が監獄協會は會則第三條八號に依り聊か君の監獄事業に對する功勞を表彰するが爲めに別紙の目錄を贈呈することに決議致しましたるに依り之を受納あらんことを望み諸君と共に更らに石澤君の健康を祝するが爲めに盃を擧げんことを乞ひます

○ドクトル、クルーゼン氏の謝辭

小秋元三八吉口譯

諸君、司法大臣閣下は司法長官並に日本監獄協會々頭たるの資格を以て私の爲に優渥なる送別の御辭を賜はりました私は此御辭に對し容易に御答をすることが出來ません回顧すれば既に三年前私は貴國政府より招聘の恩命に接しましたるより遠も駐留することなく喜で之れに應じました、なぜと申に私は兼々世界の大勢を目擊せんとの希望を抱き就中遙に貴國の美風を羨望しつゝありたからであります古より貴國は禮節を重んじ情誼の濃かなる書國として夙に全世界に知れ渡て居る

が爲に私は最初から貴國より歡迎せらるゝならんと信じて居りましたが斯まで優待を蒙むろうとは豫想しませんでした、なぜなれば諸君は初めより私の身に餘りたる親愛の意を表せられ今又茲に送別の盛宴を張て私の榮譽を稱揚し其の上紀念の爲に稀有絶美なる品々を贈與せらるゝ等重々の御厚志を示されたが爲であります

大臣閣下は日本監獄事業に對する私の功績を深く御賞賛になりましたが斯る溢美の賞辭は中々御受する譯にまいりません唯斯迄に私を御信任なさるゝ閣下の御懇情に對し厚く感謝致します

私は短日月の間職を貴國に奉じて居りました爲に從て貴國監獄事業の改善に貢獻する所も亦尠かつたのであります實際貴國に於ては他の諸國と同く諸般の行政上改善を施すことを得及改善するの必要がありまするが獨り監獄事業は確固たる根據を有しまするが爲に最早其根本上に改善を加ふるの必要はありません故に私は專ら司獄官の敎育に力を注ぎました私は私の聽講者及私と交際を結びたる司獄官諸君に對し普通世人が監獄學なる名稱の下に一括する泰西學術の各部門の學理及實際を說明しました就ては右の諸君が此點に關して私の働きを忘却せらるゝことなくんば私は實に滿足の次第であります其外又學校の講義の餘暇を以て大臣閣下の命によつて屢々出張を爲し東京以外に在らるゝ司獄官諸君と直接の御交際を結

ぶの機會を得ましたのは私の喜て禁ずる能はざる所にして加ふるに常に貴會の定期會合の席を汚すの機會を得たるは常に私の榮譽とする所であります私は貴會が貴會の完備したる組織に依て司獄官の學識を啓發したる多大なる功績は大に誇るに足ると信じます

終に臨で私は諸君に尚一言申殘します私の貴國に滯在したる時日は貴國の爲に貢獻すべき多くの事業の點よりすれば眞に短日月ではありますが美なる貴國を愛慕するの點よりすれば幾多の年月を重ねたるの懷ひありますが故に今や別に臨み愛惜の情に堪へざる次第であります私は貴國を去て再び家族及故鄕を見るとはもとより喜ばしきことではありますが今日は親愛なる貴會々員諸君と相會する最後の時であると懷へば誠に悲しきことであります茲に謹で私は在京中親交を辱ふした多くの人々即ち私が着任の當時大臣の要職に立たれ其後一時其位置を退かれ再び吾々歡喜の中に復職せられたる司法大臣閣下及監獄署の同僚諸君、小河山上の兩事務官幷に始終情誼を全ふして公私共に私を幇助したる吾敬愛する親友にして通譯官たる小秋元君に對して特に御禮を申述なければなりません尙又今日私の爲に非常に貴重なる御贈品を賜はり御丁重なる送別の宴を張られたることは深く諸君に感謝致します私は何れ再び諸君に御目に掛るの機があると信じまするがどーか其迄は今迄通り私に對して御親切なる御記憶を保たれんことを希望します私も亦常に私の生涯中最も樂しき年を貴國に於て送りましたことを心に銘じて忘却致しません

茲に盃を擧て謹て日本監獄協會の隆盛を祝します

○死刑に就て

（於本會茶話會）

小河滋次郎君

死刑廢止と云ふことは御承知の通り伊太利に於てベッカリヤが初めて唱出したのであります、尤も其以前にも死刑は廢すべきものであると云ふことを論じた學者はありました、併ながら組織的にそれを世間に向つて絶叫致しましたのは抑も伊太利のベッカリヤと云ふ學者を初めと致して居ります爾來之を贊成し主張するの學者があるのみならず、一般社會に於きましても此議論を非常に歡迎致して參つたのであります、夫故に段々近年に至りまして立法並に司法の方針を察して見ますると或は死刑を全廢した所もあり、又少くとも法律の上に死刑を維持して居りましても、之を適用する所の犯罪の種類を大に制限し若くは其制限したる所の犯罪に對して死刑を執行せず、特赦を以て一等を減ずるとか、或は他の刑即ち自由刑に代へると云ふ一般の方針を採り來つて居るのであります、御承知の通り今

日政府案として刑法改正案が議會に提出になつて居るのであつて、其後の經過は至極都合好く參りまして、今日では既に貴族院の特別委員會の議を經まして將に本議に上ぼツて二讀會を明日か明後日は開かれることになつて居るのであります、で貴族院の本議を通過することは殆ど疑ないのでありますが、倘ほ將來衆議院も無事に通過して發布を見るに至ることは私共は刑事制度の爲め又監獄制度の爲め大に切望して居るのでありますが、謹つて貴族院に於ける審議の摸樣、又立法者が之を起草致しまして社會の輿論に問ふたるに對して一般社會の此刑法案に對する態度、殊に學者などが此刑法案に對する態度を見まするに、どうも斯樣な重大なる貴重なる法律に對して如何にも熱心を缺いて居りはせぬかと云ふ感を持つて居る、殊に又今申して歸らぬことでありますが、最も此草案の將來に對して利害の關係を直接に充分感じて居りまする所の我ゝ監獄社會の者が是に對して充分研究を遂げなかつたと云ふことは誠に遺憾に感ずるのであります、此改正案、現行法よりも比較的良い此改正案が實行されるに至りましたならば、刑事制度も革新を見るに至りませうし、又監獄制度も之に依て初めて根據を定めて將來の大方針を一定することも出來るのでありますから、どうか此法案が都合好く通過するやうにと云ふことを切に希望するのであります、尤も其内容に就きまして起草者が改正の最も要點なりと認められました點に就ては私共贊成を表することの出來ない點も澤山ありますが、併し是まで研究を怠り又之に對する意見を充分に發表しなかつたのは自分の落度で責務を缺いたのでありますから、今更意見があるからと云ふて世間で言ふが如き反對論の渦中に這入つて妨害はしないので、先づ自分等の責任を盡さなかつたのでありますから、現行法よりもより良き改正案の通過することを切望する外はないのであります、併ながら今申しまする通り、死刑と云ふものを一般に之を廢止すると云ふ方針に向かいつゝあるの今日折角根本的に刑法を改正せんとするの時に此問題に對して如何にも世間の人々が冷淡であり、殊に又貴族院の審議の場合に於ても、一昨々日でありましたか、委員長が報告する所に依て見ましても、死刑廢止の考を持つて居つた人はあるけれども、大勢既に死刑廢止を贊成する者がないと云ふ所からして別段議論は述べなかつたと申すやうなことであつて、如何にも此問題に對して不研究であつたと云ふことは覆ふべからざる事實であると思ひます、私共は甚だ遺憾に存ずる所であります、今申した如く各國の方針が段々其方に傾いて居るのであつて、其一二の例を御話致して見たいと思ふのでありますが、今日比較的古い刑法を用いて居るのは彼の佛蘭西であります、即ちコードナポレオン前世紀の初めて出來ました刑法を尚ほ今日襲用して居るのであります、併し其後の單行法律に依て、初めに死刑を以て論ずべき所の犯罪の種類は大に制限されて以前に比しますると其數を減少するに至つ

たのでございまするけれども、先づ死刑を維持する國は何處かと云ふと佛蘭西の如きは維持して居る國であります、即ちコーデナポレオンの刑法を根本的改正をしない以上は相變らず存續して居るのである、併し佛蘭西でも千八百八十五、六年の頃には一時非常に社會に死刑廢止論が行はれたのであります、所が生憎に……其當時各國の死刑廢止の歷史を見ると皆同じやうな事情がありますが……佛蘭西でも丁度死刑廢止論が非常に盛んであつた頃に、生憎極く慘酷なる殺人狂が跡を亞いで屢〻起つたのであります、それが爲に死刑廢止に向つて餘程頓挫を來したので即ち千八百八十七年でありましたが佛蘭西の監獄協會で此問題に就て總會を開いて審議を致したことがある、其際にさう云ふ時勢でありましたが故に、色々議論はあつたのでありますが、遂に死刑は今日の佛蘭西の狀態では廢止することは出來ないと云ふ決議を見るに至つたのであります、さう云ふ有樣でありましたが爲に、引續いて今日に至るまでもまだ死刑を全廢すると云ふ運ひに至つて居らぬのであります、併しながら全體の傾向としては此死刑を廢止すると云ふ議論は今日でも尙ほ盛んに行はれて居る實況であります、で立法の方から見ますると近年新しく刑法を改正致した國では多くは皆死刑を全廢致したので　割合に近い時代て刑法を改正しました國はルーマニヤ、和蘭、伊太利、それから亞米利加聯邦の各州、斯う云ふ所では近年改正致しました刑法では殆ど全部と云つて宜いのであ

る死刑は廢して居ります、尤も芬蘭などのは千八百九十九年に發布になつたのでありますが、之には死刑が存して居る、併しながら此芬蘭は千八百二十年の頃から即ち殆ど百年前から實際には死刑は適用して居ないのであります、今日刑法の上に存しては居りまするけれども千八百九十九年以後今日に至るまで、是は實際の統計表は持つて居りませぬが、恐くは實際に行つたことはなからうと思ひます、又近來有名なる極く實際に正しい說を適用して居る瑞西の刑法草案、此草案に依つても、是はまだ實行はして居りませぬが、有名な草案であります、此草案に依りましても死刑は採用して居ないのであります、此の如くに近世の立法に於ては廢止の方に傾いて居ります、又獨逸の現行刑法の發布を見るに至つたのは千八百七十一年でありますが、其前年即ち千八百七十年の聯邦議會に於きまして刑法改正案を審議致しました時分にも實に此死刑廢止と云ふことは此新刑法草案の運命を決する所の一大問題であつたのであります、で第二讀會に於きましては八十一對する百十八の多數を以て死刑を全廢したのであります、然るに三讀會に移るに當つて司法大臣が出席致しまして、死刑廢止と云ふことは聯邦政府に於て認めることは出來ない、同意を表することは出來ない、若しそれにも拘らず死刑を廢止すると云ふことであれば絕對に改正を否認すると云ふことの說明を致し、又有名なビスマルクの一代の大演說の中に算へられる所の非常に長い演說をビスマルク

御出て致しましたのでありますが、其要旨はアメリカ合衆國に於ては明文の上からどうしても廢止することは出來ない、若し之を廢止すると云ふことであれば司法大臣の言つた如く全然刑法の改正は謀むることは出來ないと云ふて、議會に對して聲明をしたのであります、其結果三讀會に於ては僅かに百十九に對する百二十七の多數で遂に政府の希望を容れて死刑を刑法の上に存することになつたのであります、此位に一時は死刑廢止と云ふ方に赴いて居つたのでありますが、則ち其當時の鐵血政略家たるビスマルクの威嚇に依て僅かの多數を以て死刑を存することになつた次第であります、それから佛蘭西なり又英吉利の如きも刑法の上に死刑はある、併しながら從前に比しますると、大に其適用すべき犯罪の種類は減じたのであります、殆ど三分一位に減じて來たのであります、斯う云ふ實況であるにも拘らず、日本に於てはマルデ是等のことに就て議論なく、而も死刑を以て適用すべき箇條は澤山ある、大概外國に於ての今日死刑の適用は極く慘酷の謀殺の如きに對して適用して居りますが、日本ではまだ今日でも放火罪に對しても死刑を適用し或は決水罪に對しても適用すべき場合があると云ふやうなことで、死刑を適用すべき範圍は隨分廣いのであります、私の意見は大概御承知でございませうが、成るべく死刑は全廢したいと云ふ考を持つて居る、併ながら今日に於て敢て急に全廢しないでも成るべく其場合を制限し尙ほ又之を執行する場合を少くした

い、即ち死刑の宣告がありましても特赦權なりさう云ふ大權を以て死刑を減じて無期徒刑に處すると云ふやうな方針を採つて貰ひたいと云ふ希望を持つて居るのであります、然るに私は此事を御話して置きたいと思ふのでありますが、刑法起草者の一人たる所の古賀廉造氏が此頃或學會に於て死刑論を大に主張された趣であつて、其死刑論の旨趣は素より新聞の報道する所でありますから極く大要に過ぎない、誠に空漠たる議論に過ぎない、故に之を根據として反駁する價値もないのであります、何れ詳細の議論は何かで見ることが出來ると思つて居りますが、兎に角死刑は大に勵行すべきである、ドシ〳〵之を行へと云ふやうな意見に過ぎなからうと思ふ、立法者の一人たる此人がさう云ふ考を持つて居ることでありますると、將來も誠に危險である、死刑は現に今日でも非常に勵行されて居る、特赦の場合は最も僅に行はれるに過ぎないのである、起草者の一人が尙もさう云ふ考を持つて居りますれば將來は折角適用すべき範圍を制限いたしましても、其死刑の宣告ある場合に於ては容赦なく之を執行する虞れがあると思ふ、少くとも私は今日議會に於て審議する人々殊に起草者も之に就ては大に寬大の意見を採つて、假令之を存して置きましても實際に施行する場合には大に制限すると云ふ希望は議會に於て充分に吐露して置いて貰ひたいと云ふ考を持つて居るのであります、で私の茲に要點として御話して見たいと思ひまするとは、古賀君は頻りに死

刑存續論を主張して居る中に斯う云ふことが書いてある、歐羅巴諸國に於ける刑法の大勢を見るに佛蘭西、英吉利、西班牙、露西亞等の大國は死刑勵行の國である、死刑を廢止したる、それから白耳義、丁抹、諾威、和蘭は死刑維持の國である、死刑を廢止したる國は伊太利ルーマニヤ瑞西及北米の一、二州に過ぎないと云ふことが書いてある、此位有力なる刑法學者であるか、刑法家であるか此人が斯う云ふことを言はれると云ふことは非常に世間に對して勢力を持つのである、若し是が事實であれば勢力を持つも宜いが、全く違つて居ると私は斷言する、死刑勵行の國は何處に在るかと云ふと、私は一箇所も死刑を勵行して居る國はないと思ふ、若し死刑を行ふ國は何所なるか、即ち死刑維持の國は何處かと云ふと、即ち此中に獨逸は落ちて居りますが、獨逸も死刑維持の國と言つて宜い、獨逸、佛蘭西、英吉利の如きは死刑維持の國と云つても宜しいと思ふ、併ながら決して勵行する國ではない、て佛蘭西などでは前に御話しました通り刑法には存じて居る、一時は隨分死刑廢止論も行はれましたから、それが爲に大統領のルーベの前はフォール其前がカルノーであつて、此カルノーの大統領の時分は丁度死刑廢止論の盛んてあつた時代で、此時は特赦を多く行つて居つた、所が此人の晩年に當つて慘酷の犯罪が佛蘭西の到る處に出て來た爲に死刑を執行する議論も盛んになり殊に又佛蘭西の監獄協會て執行を廢すべからずと云ふ議論が出たのでカルノーの晩年に至りまして、是まて十人に對して八人の特典減等を爲したのを今度は五人とか六人とかに減じて來たと云ふやうな變更を見て來たのであります、それまでと云ふものは久しいこと佛蘭西では死刑は偶々執行はしましたけれども、婦人に對して死刑を執行したと云ふことは一度も無かつた、多くは特典で減じて居つた、所がカルノーの晩年になりまして今御話したやうな影響から婦人に對しても一、二死刑を行つたこともあつた、さふ云ふことがありました爲に現にカルノーが暗殺された當時一般人民間ではどう云ふことを言つたかと云ふとカルノーの死んだのは死刑を行つた祟りであると言つた位である、それも決して多く行つたのではないが、さう云ふことを民間で言囃した實況であつた、併ながら是も決して勵行したのではなくして、カルノーが死にましてフォールスに至つてからは多少また寬大の主義を採つたやうてありました兎に角勵行などと云ふことは矢張氣にも出すことは出來ない、それから英吉利が勵行の中に加へてありますが、英吉利の如きは他の國に比すれば稍や死刑執行の場合が多いかも知れませぬ、併ながら私が倫敦に一昨年參りました時分に倫敦では此死刑を執行する所はニューゲートと云ふ監獄とモウ一ヶ所あるですが是は著しい監獄ではない、多くはニューゲートで執行する、で此英吉利で死刑を執行した者は其遺骸を親族に下付することはしないのである、現に宣告書の中にも死刑を宣告すると云ふ外に其遺骸は監獄内に埋めると書いてある、で向

ふでは監獄内に晝間でも暗い廊下のやうな所の下へ死刑を執行した遺骸を埋めて置くので、さうして殺して埋める度に其廊下の壁に何年何月何日誰某と云ふ其頭文字が彫付けてある、それで千八百九十六年即ち明治三十年には一人も無かつた、それに依て見ても倫敦の如きあれだけの大市街で大なる人口を以て居る所でも一年中に一人の執行もないことがあると云ふことが分かる、それから千八百九十七年即ち三十一年には一人ある、九十八年即ち三十二年も一人、それから三十三年には四人あつた、其次は即ち私の參つた時は丁度一昨年の六月初旬でありましたが三人あつた、其前年より本年は誠に多かつたと當局者が語つたのである、併しながら其統計表を見ますると著しく歳に依て多かつた歳も少なかつた歳もまた全く一人もないこともありますが、概して近年の統計を見ますると死刑の宣告を受けた者と特赦で減刑せられた者が丁度半々位の割合である、百人死刑の宣告を受けますると五十人執行されて五十人特赦で一等減じられる實況になつて居る私の見ました統計では英吉利全體を通じて一番執行を餘計した歳が二十三人である、最も少なかつた歳は全國を通じて僅かに四人である、斯う云ふ實況であります、併し此二三年は多いが矢張特赦で減せられるのも多い、即ち大體に死刑の宣告數が多いから執行も減刑も共に多いのであつて、執行と特赦の割合は前申しましたる通り殆ど半數位に當つて居るのであります斯う云ふ實況で半數も特赦で減ぜられ

る所の國の狀態を指して果して死刑屬行の國と云へやうか大に疑はなければならぬ、私共は決して死刑屬行の國と云ふことは出來なからうと確信致します、ろれから日耳曼だの露西亞が死刑屬行の國と云ふてありますが、全體露西亞などを死刑屬行の國に入れるが抑も間違つて居る、一寸我々が考へますると如何にも慘酷の國で、刑法なども慘酷のやうに考へられますが、決してさうでない、殊に今から十年ばかり前の法律に由つて死刑は唯國事犯と云ふやうなものに行つて常事犯に對しては死刑は全廢するに至つて居る、殊に露西亞の天子は累代至つて慈仁の深い人が多うございまして、死刑の宣告が多かつた場合に於きましても天皇陛下の慈仁の爲に死刑を減じられた者が大變多かつたのであります、一時はあれ丈の廣い國であつてカタリメ二世の時分には殆ど死刑を執行するものが一人もなかつたと云ふ位である、今の天子も特赦などを多く行つて居る、實際に於ては常事犯には既に廢して居るから、國事犯などは場合が極く少ないから寧ろ全廢して居る國と言つても宜いのである、又西班牙の如きも常事犯に對して廢めて居る、國事犯若くは皇帝に對して危害を加へたと云ふやうな場合のみに行つて居るので是も屬行の國と云ふのは間違つて居る、ろれから獨逸でありまする、獨逸などは今申しまする通り、今の刑法を作るに當つても、死刑廢止論が盛んであつた位でありますから、議會でこそ泣く〳〵刑法に死刑は存するに至りましたけれども、其當時

ウヰルヘルム老帝、今の皇帝の祖父の普佛戰爭をやつたウヰルヘルム老帝、此人は極めて仁愛の深い天子で、自分が二度も暗殺される危害を受けて世間では其大逆者を非常に憎んだ、それにも拘らず非常に慈仁の深い爲に此人の時代には一人も殆んど一人も死刑を執行したことはなかつた、刑法では維持したけれども實際に於ては行はなかつた、今の天子のお父ッさん此人も寬仁の人でありましたので多くは特赦の寬典で死刑を執行せずにすましたのでありまして、今の天子……獨逸とは私は申しませぬ、今の若い血氣の天子が支配をして居る所の獨乙に於きましては稍や斷行の傾がある、是等はどう云ふ割合であるか實際の統計は調べることは致しませぬかつたが、一兩日前クルーゼン敎師に會つて話をして見ましたが、實際どちらかと言へば今の天子は斷行の方針を取つて居る方である、それでも死刑を執行されることは百人中で凡そ……百人とは實際はありますまいが……特典執行免除のあるとが三分一あとの三分二が執行されるのであつて、三分一までは特赦に依つて減せらると云ふ答を得たのでありまして、斯う云ふ實況に依て見ますと是でも未だ斷行の國と云ふとは出來ないだらうと思ふ、三分の一も特赦で減ずると云へば斷行の國とは言へぬ、さうしますれば古賀君の所謂死刑斷行の國は政露巴諸國に於ては一國もないと斷言するのである、又死刑維持の國と云ふのは甚だボツリして居るが、其中に白耳義、丁抹、瑞國、和蘭としてある、奈

何せん和蘭は旣に死刑は廢して居る國である、維持の國などと云ふは間違つて居ると思ふ、それから白耳義は維持の國所ではない、成程刑法にはありますけれども、千八百六十七年の頃から今日に至りまする迄一度も死刑を執行したとはない、それから又丁抹の如きも數年間も全廢して居る、刑法には殘つて居りますけれども、是も全廢して居る、諸國も暫く行つて居らぬ、さうすると死刑維持の國ではなくして、死刑は刑法の上にあるけれども實際に於ては是を行はない國と云つた方が適切であると思ふ、それが死刑を廢止したのは伊太利、和蘭、ルーマニヤ瑞西聯邦及北亞米利加の一二の州に過ぎざるなりと言つて居る、所で茲に言ふが如く伊太利も廢しました、和蘭も廢しました、ルーマニヤも廢しました、瑞西聯邦にもある、で瑞西を指して悉く廢止の國とは言ふことは出來ぬ、聯邦の中にはまだ行つて居る所る一二の州に過ぎざるなりと言つて居りますが、北米は僅か十三聯邦かある其中て一二に過ぎない所てない、過半數は殆と廢止して居る、私の記憶して居る所ではミチガン、ロードアイランド、ウヰスコンシン、オハイヲ州、イリノイス、此五州に於ては確かに旣に死刑を廢止して居る、其他にも尙ほ能く調べて見ましたら、死刑を廢止した國があるかも知れぬ殆と此十三州中の半數は廢止して居ると思ふ私が一昨年紐育に居りました時にマサチユセツツの議會で八十四に對する入

十六の僅か二票の差で政府案として提出した死刑廢止案を否決したと云ふことが新聞に書いてあつた、其時に新聞が附記して、斯ふ云ふ景況であるから來年の議會では廢止を見るに至るであらうと言つて居りますから、恐らくは本年の議會では既に廢止したかと思ふ、斯う云ふ譯で一、二の州に過ぎないと云ふのは事實でないのであります、過半數は廢止を實行して居るのであります、斯の如き景況であいますから、今日勵行の國があるとか、維持の國があるとか云ふ素人威しの議論を、實任ある刑法起草者の一人たる古賀氏の如きが公言せらるゝと云ふことは甚だ不親切のことではあるまいか、今の時に於て苟くも文明國と言つて居る所で死刑勵行などをして居る所は一國もないのである、私は少くも議會などに於きましては向つて將來大に制限の方針を採る希望丈でも表白するやうにしたいと云ふ考を持つて居りますから、其事を諸君の御參考までに一言致して置きたいと思つたのであります、（拍手）

○卒業生諸君を送る

（於本會茶話會）

有馬四郎助君

爰に題を掲げてございまする通り、私の諸君に向つて御話を申上げたいと云ふ主意は茲ると云ふことに當りますか、或は却て諸君の喜を以て歸へられる所へ水を注すと云ふことにも當るかも知れぬと思ふのです、併し私の主意丈はどうぞ諸君に噛分けて戴きたいのです、諸君は其學び得たる所を實際に應用して下さることの充分御出來なさるやうに、又監獄の事業がどうぞ諸君の御貢獻に依て一段の進歩を見ることに至りまするやうにと云ふ微志より出るに外ならぬのでございます、別に御斷申さぬでも分り切つて居りますが、今御話し致しますることは何れ諸君の中にはモウ充分に御考の事かも知れぬと思ひますけれども、それは是まで學校で充分に仕込を受けて御歸りなさる諸君の後とに就きまして多少の考も起して居るのでありまして、先づ今日の實況で申しまするならば、卒業生諸君の爲に我監獄事業が餘程光彩を添へて來ることになつたと云ふことは、是は事實であらうと考へます、併ながら人は各〻望む所が過大でありますからして、其望より申しますると時に於ては、何れも滿足ちぬ思があるので、或は之をば前のセバッハ氏の時の學校に較べて非常に其効果が薄いと云ふことを云ふ人もあるに至つて居るやうに考へます、併し私は今茲に其前の學校と今日の學校の功績に付て彼是比較論をする譯では決してないのでありまして、私は唯一直線に今度の學校の成績に就て其効果如何と云ふことには常に注意を拂つて居るものである、ソコデ私の見聞しました所に於ては正しく一段の光彩を添へて居ると云ふことは茲に斷言して憚ら

ぬ所でございますが、併ながら私とても其上に慾望の無いことはない、當初豫期致しましたる所の分量から申しますると、今日の功績たるや甚だ遺憾ながら不充分であると云ふことを感ずるのであります、それでありますから是は卒業された諸君と當局者たる所の典獄とが共に力を合せてやらねばならぬことでありますから我々不肖ながら其位置にあるのでありますから、どうぞ其方針で行きたいと云ふ考で居ります、メコデ卒業生諸君の方から見ましても典獄たる者に向つては必ず幾多の御注文があらうと思ひます、是は追々此席上や或は今後卒業生諸君の中よりして承ることがあらうと信じますから、それに依つて大に學ばなければなるまいと考へます、先以て今日は典獄と云ふ側よりして外の諸君は知りませぬが、私一個の考から望んだら斯う云ふことではあるまいかと云ふことを申しまするならば、學校では皆夫々高尚なる學說を聽いて御歸りになる、志想の上に於ては確かに諸君は前と異つて卒業後は別な人間として御立ちなさる丈の資格が備つたと云ふて宜からうと思ひます、又典獄に於きましても今日の日新の學術を備へられたる諸君に向つては大に學ぶ所がなければなるまいと考へますから、宜しく諸君の說を聽くことは常に心掛けて居らなければならぬことは勿論である、然りながら其學說と云ふものは勿論言葉が廣ふございますから其中には實際應用の妙理と云ふことに至つても攻究すると云ふことが加つて居るかも知れぬけれども、事實

の上からしまする時に於ては學說を著へて居りまするとも、而して之を實際に應用すると云ふことの段に至りましては、是は頗る遲疑の生じ易いものであつて、且つ學說が充分に著へられまするとも、實際應用と云ふ方に至りましては兎角缺點を生ずると云ふことが、遺憾ながら數年の通弊ではあるまいかと考へます、何故に左樣なものであるかと云ふことに就てはむづかしい議論もありませうが私のザット考へまする所に依りまするとも、兎に角此學說と云ふものは譬へて申しまするとも、一の斯くあるべきものじやと云ふ原理を數へる所の力を多く注ぐものであつて、恰も銃砲の用法に付て火藥の分量を定めるやうなものである、此火藥に依つて此爆發の力に依つて必ず此彈丸は向ふに達すべきであると云ふことは、一の道理であつて、實際に應用する場合になつては距離も測らなければならず、又彈力を妨げる周圍の物體も大に參酌しなければならぬ、例へば空氣の壓力とか風位も大に關係を持つのであつて、夫等のもの勢力の爲にどれ程の妨害を受けて而して自分の目的とする所に如何なる變化を生ずるものかと云ふことが、是が大に實際の應用上に輕々に付すべからざる一の理由であると考へます、さう云ふ工合に監獄の事でも一切さうでありませうが分り切つた理屈でありますが、監獄のとに付きましても矢張此の實際の應用に付ては是はどうしても書物の上や机の上で斷定して置くことの出來ないことが澤山あるであらうと想像する、何となればどうも人間

と云ふ僅か五尺内外の一の物體と云ふては甚だ不都合なやうでありますけれども此實際の事の中にも千狀萬態なる狀態を具備して居る所のものであつて、其狀態に適應するやうに監獄官吏が職分を盡すと云ふことはナカ〳〵一通りや二通りの理屈ばかりで往かぬと云ふことは、是までの諸君の御經驗の上に於ても必ず御承知のことであらうと考へます、で夫等の實際上のことは之を一言しますれば、どうしても當つて碎けろと云ふ諺の如く、實物に御互が敎育されるより外に途はないと思ひます、是は司獄官吏に取つては實に大切のことであつて、學校を卒業したと云ふ位のことでは、決してまだ司獄官吏の本當の資格を完全に備へたものでないと云ふことは誰でも當り前のことを言ひませうけれども、私は實際さう言はない、人はさう思ふ人がないとも限りませぬが、私はそれは間違つた考で決してそれでは完備したものとは言へぬ、是から實際に敎育されて具備するものと思ふです、斯の如く複雜極つたものでありますから此僅かの時間に於て私が不調法なる考を以て御話することも出來ず、それは別の時に讓ることにしまして、唯其内に就て一言申上げたいとは、諸君は是から大に一つやらうと云ふ抱負を持つて御歸りになるが其勢と云ふものは實に感ずべしであつて、どうぞさう云ふ非常なる抱負を持つてそれに勇氣を加へられて任地に歸へられてやつて戴かなければならぬのでありますが、ソコデ一つ注意を要することは學校からの新歸りであると云ふやうな顏をして居ると云ふやうな感じを他の同僚中に起させると云ふことが、一番諸君が顯く元になるやうに私は思ふのです、已れ一人で監獄の機關が運轉されるものでなくして、多くの團體に依つて運轉されると云ふことは分り切つたことでありますから、それを忘れぬやうに致しまして他の人と共にやると云ふことであります、其間に餘程注意が必要であつて、人の感情は能く見透して自分の抱負は行はれるやうにしなければならぬと云ふことは諸君が歸られるに當つては餘程注意を要することではないかと思ひます、又面倒のは典獄は學校の方で敎育を受けた者は無いのでありますから、典獄の考と云ふものはドチラかと云ふと諸君の志想に較べてはどうしても古いことが多いに違ひないと思ふ、其典獄を戴いて居つて諸君が働かふと云ふのでありますから一層其點に就ては御困難があると言はなければならぬ、典獄はドチかと云ふとどうしても實地の方の敎育せらるゝことは一部分の主任者よりも餘計に敎育を受けて居りますから隨つて自分の從事の志想と云ふものが學說に依つて緩和されて段々と改善をして行くと云ふ方に就ては寧ろ鈍い傾を有すると云ふことが今日の實況ではあるまいかと思ひます、夫故に諸君が下の方から上の方の頭を動かして行かうと云ふことは前に申しました話の中にあつた如く餘程感情の上に注意をなさらぬと、或は意外の所に故障を生ずるとがありはせぬかと私は心配を致します、又卒業生其人に於きましては餘程謙遜な積

りで、着實の積りてやつて居られても、己れの心の中に充分滿ち居る所がありまするし、頭の中が充分の抱負でありまする時に於ては、不知不識の間に他を凌ぐやうになり、不知不識の間に人の領分を犯すと云ふやうなことがないに限らぬと私は思ふのであります、是は卒業生諸君が自身に於かれまして御注意下されなければ、斯の如きことを他から注告をして其人に惡感情を犯さしむると云ふことは忽びないことであるからどうしても他に望んで矯正して貰ふことは出來ぬから、卒業生自身がメコは御注意下さらぬと餘程遺憾のことになるであらうと思ひます、警察わたりの樣子を聞いて見ますと、斯う云ふことを申します、悲觀的と申しまするか、惡るい方面ばかりを見た話でせうが、學校に行つて理屈を聽いて歸つてせう、惡るいものの、學校に行くとどうも潛り代言見たいで誠に事務が擧らぬと云來たやうなものの、是は警察の人に聽いた話です、それは人に依りませう、多數の人の中には生ふ、來さう云ふ人があつて學校の罪であるとは言へない、若も斯くの如く言はれゝば學校は迷惑する譯である、是は學校の罪でないと考へる、がそう云ふとは私は聞いて成程メコらも決して顧みぬで放つて置く事柄ではない、餘程考へなければならぬ事柄であつて、單り卒業生諸君が自ら注意せらるゝばかりでなく、典獄は又監獄の統轄者として自分の統御の上からして斯の如きことは自分の部下の常々警戒を加へなければならず敎訓を加へて之を豫防することも必要であると云ふこと

も其當時感じました、又斯う云ふことを聞いたこともある、學校の卒業生が成程刑法とか訴訟法とか民法とか行政法とか云ふものを話をさせて見たり敎授をさせて見たりする時には大變論理が宜い、併しながら遺憾なことには、素行が甚だ前に較べては惡くなつて仕舞つて、是は學校で習つた丈ではない、學校が東京の眞ンに中にあるから、此東京に滿ち滿ちて居る惡い方の感化を受けて來たと言はなければならぬが、それが何かと云ふと元は餘程ヲミな生活もして宜かつたけれども歸つて來てからは非常に贅澤な生活をするやうになつて來て、どうも酒の飮方が大變上手になつて歸つて來たと云ふことも言ひます、是は決して學校で敎はつたのではない、けれども諸君も御實驗上東京に參りまするし種々樣々の事が眼に觸れ、不知不識の間に感化されつゝ行くのでありますから、全く自分が其外に超然として立つと云ふことは先づ難いと言はなければならぬと考へますから、單り諸君を實むると云ふことは酷かも知れませぬけれども、併しどうも諸君自らが御注意なさらなければならぬ點であらうと思ひます、斯の如きことの爲に折角學校を卒業して歸つて來た者であるからして、成るべく之を重く用いて、成るべく此者を手足を充分に延ばさしたいと思ふても遺憾ながら向ふの方から的が外れて來ると云ふことがあつて、遂に之を重く用ゆることが出來ない遺憾を見るに至る、斯う云ふことを云ふ者もあり、私も多少感ぜぬでもない、さうなつて來ると學校

の方に於きましても多年精神を込めて訓練した人間が斯の如き不結果を見るとになつては甚だ遺憾であらうし、頗る心持が好くあるまいと思ひます、で當局者に向つては甚だ氣の毒のこともありますが、成行であつて仕方ないことで、何處に責任があるか、此責任問題は輕々に看過することは出來ない、一方に負はして仕舞ふことは出來ない、是は御互に負はなければならぬ點であらうと考へます、今少しく述べさして戴きたいことは要するに諸君が充分に御働下さると云ふことは、習つた所の理屈ばかりでは往かぬと云ふことは私共申さぬでも分り切つたことでありますが、私はそれに就ては色々必要なる御心掛もありませうし、又諸君が注意されなければならぬ要點が澤山ありませうと思ひまする內に就きまして、私の最も是が大切ではないかと思ふことは熱心と云ふことである、如何に高尙な學理は澤山蓄へ居りましても其人に熱心が無かつた時は何の役にも立たぬので、恰も立派な軍艦は出來たが、それを動かす所の蒸汽力がない、丁度石炭の欠乏を告げたる所の軍艦のやうなものでありまして何の働もなせぬことになつて仕舞ふ、其熱心と云ふものは、人をして非常なる働を爲さしむると云ふことは喋々を要さぬて分つて居る事柄であるが、熱心の必要なることは能く分つて居る事柄でありますが、其熱心なるものが果して如何なる方法に依て出來るものであらうかと云ふことは多く人が考へぬものではないかと私は心配する、熱心と云ふことは自ら氣

張つて非常な苦心慘憺努力力行してやることが私は熱心と云ふことではないかと思ふので、若し嚴重なる監督の下に餘儀なくせられてそれ丈の職分を盡さなければならぬと云ふことであつたら、それは熱心の結果とは言へない、或は精勵の結果とは言へよう、それで其熱心と云ふものは何から湧いて來るかと云ふとは是は餘程重要の問題でありまして、人に依つて考は違ひませうか、私をして言はしむれば恰ど今日私は新聞で見たがグラツトストンと云ふ人の性行が書いてありました、あのグラツトストンと云ふ人は非常な有名の人でありまして、皆さん御承知の通り非常に勉强家で、不眠不休と云ふ活動をして一生を過したので、其點に就て皆が驚いて居ることであります、其人の仕事に精勵と云ふことは何から來たかと云ふと、即ち熱心である、而して其熱心と云ふものが餘義なくせられて始終强請されて出來て來たかと云ふとさうではない、グラツトストンと云ふ人は何でも外に餘義なくせられたことはない、凡ての場合樂んでやつたと云ふ、自分が好きで、ヂツトして居られぬと云ふ側から仕事したと云ふことが書いてあるので、其外にも澤山學ぶこともありましたけれども私が最も注意をした點はそれでありました、て喜びが出來て來なければ私は熱心と云ふものは湧いて來ぬと思ふ、今の臺灣總督府の民政局長の後藤新平氏が衛生局長をして居られる時に私に話されたことがある、其言葉の中に其當時監獄醫の獄務に冷淡なることを言はれて、實に今日の

監獄醫と云ふ者は監獄に從事して居る所の米の味は知つて居るけれども職務の味を知らぬと云ふことを言はれたことがある、どうも其一言には私も甚だ恥入つたを譯でありまして、其言葉を味ふて見ますと、俸給を取ることばかりを知つて自分が骨を折つて職分を盡すことを知らぬと云ふことであつて見れば、豈單り監獄醫のみに當て付けて、外の者が平然として居る譯には往かぬと思ふたのであります、ろれでありますからして御互に此局に當りまする者は先以て船を運轉するに石炭の必要あるが如く、どうしても動力なる熱心を味はなければならぬ、其熱心と云ふものは味ひを有することにならなければならぬ、其味ひはとうして來るかと云ふと、是は段々言ふて見るとむつかしい議論にもなるが、兎に角己れの職分に趣味を持つて來るやうにならなくてはなるまいと思ふ、其ことが充分に出來て來ま して熱心になつて來ると、丁度馬が非常なる營養分を以て養はれて、其馬に乘る時は鞭は要らぬ、手綱を握れはピン〳〵跳ねてヂットして居られぬと云ふことに なるので、監督者がなくてもヂットして居られぬのでありますから此境界にまでは今日の元勳を訓導した親分とても言ひませうか、勤王家でありまして其人が詩て詠まれた歌に

斯くすれば斯くなるものと知りながらやむにやまれぬ大和魂

と云ふやうな意味の歌のやうに覺へて居りますが、それが自分の職分に關してどうしても盡さなければならぬ、自分の命ちであると云ふことに凝つて仕舞つて其歌が出來たのでありまして、其熱心に依つて出來たが如何なることが熱心の本体であるか解し得らるゝと思ふ、でとうしても諸君が實際に應用して下さるに就ては熱心にやつて戴きたいと云ふことを希望し尚は諸君が熱心に出來ることを祈るのであります(拍手)

○理想的行刑制度　(前號の續)

留岡幸助君

跡の犯罪人員の半數を如何にするかと云ふに是は幾らもある必ずしも分房制に限らぬ即ち英吉利の階級制度も和蘭、獨逸其他各國の分房制度も宜し又或る所の犯罪者は亞米利加風的の制度も宜い一つの制度にするが決して進歩せざる譯て此の文明か今日の如く進歩したのは各種の原素が集つて今日の文明を來した決して單純の原素で出來たものでない監獄制度も各種の進歩したものを持つて來て此短を補ひ長を取て監獄の事に行刑制度に大なる改良を加へ英吉利の愛爾のクロフトン

が發明した分房制度も宜いと思ひます何う云ふ囚徒に此の制度を施くかと云ふに固より罪質犯罪を構成した經歴に依りますから實地問題に申上ることが出來ませぬが偖に此の三の制度を監獄中に於て刑罰を執行する犯罪者に採用して効果があると思ひます殊に不定期刑は大抵十七八、三十七八歳迄少年時代を乘り越して百分比例が五十七八位の各國統計になつて居ると思ひますそうすると監獄で此の刑罰を執行するは其半はと云ふものは壯年時代に犯罪を爲したものである此者に向つて不定刑期の方法は亞米利加と違つても國の事情に適してやつたら大變効果があると思ふ、で此の青年の犯罪者の刑を執行する時に於て大に重んせねばならぬことは敎育と云ふものであらうと思ふ一體私は犯罪人を處遇するに付て敎育に依らずして何で出來るか或る人は法網に觸れた者に向つて敎育するは餘り勿躰ないと云ふ考を持つ者があるか知れませぬが若し犯罰者を處遇するに敎育を以てすれば丁度クレミンソトが工場に額を掛けて置く如く今より二三百年前に於てすら左樣でありますからドウしても敎育を離れては出來ませぬ十七八歳の者に向つては監獄内でも敎育を忘れてはならぬ作業、動作に於ても敎育と云ふ目的を失ふては達することが出來ぬ若し十七八世紀の初めに有つた如く威嚇的が目的ならば申しませぬが今日の如く改良となつた時には威嚇して改良することが出來ませうか殊に敎育主義を重く執らねばならぬ敎育主義を執つて懲罰も

規律も出來ぬことはない敎育主義を執れば其の處置は明かになると思ふ此の青年犯罪者に向つて大に處遇の方法を發明してやらねばならぬと思ひます我邦のは一向青年監獄と云ふ輿論が立つて居らぬ樣に思ひますが青年監獄に「ペンシルベニヤ」州でも十六歳以下「マサチユセッツ」州では十七歳乃至十六歳迄紐育州では十六歳から感化監獄に入れてやつて居ります曾て私が英吉利人のモリソンと云ふ人の少年犯罪と云ふ有益なる著書を讀みましたが英吉利は監獄感化は功を奏したが青年の處遇に付て成功しない少年者の處遇に就ては英吉利も亞米利加に一歩を讓ると云ふ私は英語で書いたものはモリソンの右に出る者は無いと思ひます其のモリソンがそう云ふ說を出して居りましたが英吉利も亞米利加の如く青年犯罪者は至つて居らぬ我邦も當局者の評議がない我邦では如何に彼を感化するかと云ふ事に就て餘り方法を仕組んて居らぬが犯罪者の第一の少年に感化の功を告けたい四十五十の習慣犯罪者に向つて如何に敎化しても出來ぬとは申されませぬが餘程むつかしいと思ひます徹底することが出來る青年犯者に向つて新しい方法手段を案出してやるが宜いと思ひます又私は或る犯罪者は終身拘禁して置かねはならぬ者もあると思ひます是も亦不定刑期を執行して終身犯罪者を拘禁するは穩かでないと思ふ或る實際家の話では刑期か長過て妨けをすると云ふで終身監獄に置かねはならぬと云ふ犯罪者もあると思ひます、そう云ふ者は終身置かねはならぬと云へは皆の感

化にも宜しくない行刑上にも宜しくないから長くなつたら出すと云ふ望み丈けは持たして置て長くならぬ者は終身置くことにして多くの囚人からは終身置かねは ならぬ者もあると思ひます斯う云ふ風に半分の囚人を置て刑法は感化調金保釋と云ふものに依て處遇して行けは犯罪の數を減する上に於て感化する上に於て或は刑罰を加へる上に於て或は個人的制度に近く出來やうと云ふ考を持つて居ります今何處から從くと云ふ事は考へてありませぬが斯う云ふ風な大体の制度はドウか又出來得るならは一体男と女を一つ監獄に置て嚴格に區畫するにも日本の如く男子が女子を見るとの出來る制は往かぬ、女は女の監獄を建てゝ取扱ふ專門の人を以て女囚監獄を建てるも宜いと思ひますドウも私は日本の監獄を見て女囚の取扱を致します女は女監取締と云ふ如く比較的監獄の思想のない者では往かぬ師範學校を卒業した位の力の有る者にしたい日本で亞米利加の如く女の典獄を置く事は工合が悪いが男でも女の事を專門に調へて居る女の司獄官を置くのが最も必要で はないか、して見れは專門の女囚監獄を建て又監獄の內から取出す者は片山さんの御話の如く精神の可笑しい者が有る丈て和歌山縣の典獄が其の監獄を調へるとの彼處は放火犯て頭の狂ふた者が多くして監獄に來る者てない癲狂院に往く者てあると云ふ事を聞きましたがそう云ふ者を取つて見ますれは所謂監獄費を以てするの範圍が減つて來る昔の混雜たる有樣の何んで感化が出來るか女も子供も言も癲狂

も聾も一緒にしてあつたので何處の國も昔はそうてありましたが其れが女は女、盲は盲と大分類別が立つた今日でも未だ區域が十分でない片山さんの言ふ癲狂監獄も必要、女は女、青年は青年と云ふ區別を立てゝ行きますと愈精密なる研究が犯罪人に出來て個人の犯罪の區別を立てるのが多いに從つて適當な區別が出來ると思ひます今日頗雜なる粗雜なる御話の樣てありますが今日頭の數からそうせねはならぬと思ひます英吉利でも感化院が始めに多かつた所謂日本の感化院に惡少年が多い如くてあつたが實業學校「インダストリヤルスクール」の方が段々多くなつて來た初めは實業學校より數か多かつたが感化院は實業學校より減ずる樣になつて來た一千八百七十五年に感化院が六十五實業學校が百六十七、そうして十年後には感化院が五十實業學校が百五十一、五十年前に實業學校が百四十二、そう云ふ樣に年々感化院の數が殖えるのは何かと云ふと減じ實業學校が殖える是れは微弱なる稚い子供に注意する事になると犯罪の數を減して來る現象を現はして居る是は面白い結果と思ふ之を實際施行するは日本の仕事でありますから今の犯罪に適當なる刑罰を執行する之が行刑制度に就ては私の仕組てありますが細かい所は一時間二時間に御話も出來ませんから是に止めて置きます

雜錄

○英國感化院視察談（於某會）

伊東思堂

一昨年渡歐以來英獨佛白等の感化院を視察研究して漸く此頃歸朝致しましたのであり升が就中主として英國に留りて研究致した故に私は今日は英國の感化院に就て申上度と思ふ抑英國に於ては內務大臣の認可を受け國庫の補助金を受けつゝある感化院は感化學校、工業學校、怠惰少年工業學校、貧民學校等實に枚擧に遑がなし位である英國に於て年々犯罪者の減少するはひとり認可的感化院のみの功に非ずして其功の半ば此類似的感化院に分たねばならぬと思ふ

英國の感化院は官立なりや公立なりや將た私立なりやと云ふに種々ありまして感化學校は多くは私立である然れども少年一人に付一周間六志（我三圓計）宛國庫の補助金を受け又州會の補助をも受くるが故に名は私立なるも實は半ば國立の性質を有して居る次に工業學校には凡そ三種有て學務局によりて設立する者と（學務局とは組合州立にして其組合州より學務費として租稅を徵收し教育行政を司とる役所なり）全く州會に於て特別に實業學校費として州內より租稅を徵し支持する者とある共に州立と云ふて差支なし又私立の者あり此私立の者と雖多くは何々會何々協會の國體事業にして學務局よりも一人の少年に對して一周何程ちふ補助金を受くるのみならず州會とも特約を結び幾分宛の補助を受く猶工業學校は學務局立の者も州會立の者も又私立の者も一般に內務大臣の認可を受けたる以上は等しく一人の少年に對して一周何程ちふ國庫の補助金を受く隨て私立の工業學校と雖純然たる私立に非ずして國庫と學務局の兩方より補助金を受け合計一人に付一周七志（我三圓半）位になる而して此外に其特約を結べる州會よりも補助金を受くる者なれば國立と州立と私立との合の子とも云ふべき者である次に殘る處の怠惰少年工業學校並に晝間工業學校は多く學務局により設立せられてある原來此の二は不良少年の改良ちふよりも寧ろ怠惰にして通學せざる少年に對して教育を強制する主意より出でたるものなれば至當の事と存ずそこで今之を我邦の感化法に當嵌めて見れば英國州會立若くは學務局立の者は我府縣立感化院に相當し英國私立のものは我代用感化院に相當するものである

感化院を縣立と爲すと私立即代用と爲すとの得失利害は一の問題にして容易に之が判定を下たす能はざるも之を英國に於ける實際の現況より見る時は概して私立の者は州立の者に劣るが如く資金の欠乏より設備の如きも不行屆の者多く（但或少數の者を除く）甚しきは設備不完全の爲め認可を取消さるゝ者すらあるに至る現に我が在英中倫動に於けるウオンズバス感化學校は昨年四月頃內務大臣より認可を取消されたり私も一度認可を取消すべき程度は如何なるものなるやを知らんが爲め此學校に參り實際を視察しましたが之を我邦に於ける現今の感化院に比較せば猶優れるも英國に於ける感化學校として設備不行屆の點多きを發見しました人數もすれば感化院を始むるに當りて唯小さく〳〵云ふて更に設備の完不完を問はざる者あるも余は之に贊成は出來ぬのである成程余も最初より大仕掛に始むる事は望む者でなひ然れ共假令小なりと雖感化上必要なる設備丈けは整へて後着手する事を望む者である設備を整へずして實際の感化に着手するは大工道具を整へずして家屋を建て始むると一般にして到底失敗に終はり若くは失敗せざるも比較的效果の見るべき者なきに至ると思

○監獄費國庫支辨と監獄官吏

英國の一八七八年四月の監獄費國庫支辨は前號眞木事務官の談にも在る如く慥かに良效を奏したる者である唯徒らに經費の上に減額を主としたるのみならず增減其の宜しきを得て居る點は須く我國の摸範とすべき點である列へば典獄敎誨師監獄醫の看守の俸給は人員の減少に伴ひ四〇磅八七一を減額したるも一面此の內には監獄醫敎誨師の俸給を高め且敎師を增置し尙又之に依て從來は四人を監獄事務に使用せしも其の弊あるを認めて斷然之に代ゆるに屬員を增置した點杯を含むで居つて寔に監獄改善の方法として宜きを得て居る、我國でも來年度よりは監獄判任官の定員百餘名（現員に比しては數十名の減少に過ぎず）減ずるが予は三十六年度よりしては特に敎師なる者を置いて貰ひたいと謂ふ感かある徒らに費額さへ減少すれば行政整理だとか何とか謂ふ名稱を附するけれと一面に不急の費は因より減省すべしてあるが英國の實行したるが如き例は我國に於ても亦一顧するの價値かあると思ふ、いかに

ふ要するに英國の如き一般に慈善ちふ感念に富む事蓋世界に冠たる間にありてすら私立の者は充分なる國庫等の補助あるにも不拘維持に窮して認可を取消さるゝウオンスペス感化學校の如きあるに至る況んや我國民の如き慈善心に乏しき間にありては大に考慮を要すべき事と信ず

次には感化院の大小ちふ事である感化院の大小即收容少年の多少ちふ事は感化の效を奏する上に重大なる關係を有するものにして收容少年の過多なるは監督不行屆なる等により有害なるは勿論なるも同時に收容少年の餘り少きも又感化上有害なる事忘れてはならぬ英國の實務家にして多年の經驗を有するスチーブンソン氏云「感化院に多數の少年を收容する害よりも寧ろ極少數の少年を收容する害比較的大なるものにして男子工業學校は百五十人男子感化學校は百人を收容するを以て適度と十人男子感化學校は百人を收容するを以て適度と す（但レッドヒル感化學校の如く家族の家屋を遠く隔離して建築する者は此限に非ず）而して約三十人宛を以て一軒と爲すべし工業學校に有ては百五十人の少年を收容するに非ずんば遊戲を完全に行ふ能はず感化學校にありては其收容少年は工業學校に比し年齡長し居るのみならず且犯罪者であるから綴密なる視察を要するが故に百人を以て適度とす女子の感化學校にありては四十人を超過すべからず云々」と私は之に贊成を表する一人にして遊戲は實に感化上の一大要素にして餘り少き人數にては面白き遊戲は出來ぬ何んとなれば惡く一時に遊戲に就けしむる事は種々日用の仕事がありて實際に於て出來ぬから差替はらせねばならぬ又体操一つ行はしむるにも可相成は軍樂を入れたいから軍樂隊をも組織せねばならぬ又「クリケット」「ベースボール」等を行ふにも餘り人數が少くては快味が薄ひ英國に於ては盛んに種々の遊戲を科し夏季には「クリケット」、水泳、軍樂、拳闘、機械体操等を爲さしめ冬季には之に加ふるに舞踏、芝居、音樂會等の催しが感化院内に屢々起るのである是即不良少年の心に變化を與ふる一の手段にして殆と剃刀を持て遊んで居る子供に餅を與へて自然に劍呑なる剃刀を離さしむるが如く彼等の嗜好心を有益若くは無害なる遊戲に轉せしめ漸時從來の不良心を少年より驅逐せんと企つる一の手段である

次には扶養義務者の納金に關する事に就て申度ひ抑英國に於ては感化院に收容せられたる少年の扶養義務者即ち父母等は一周間五志（我二圓五十錢）（以下身分相應の金額を國庫に納附すべき筈にて（マジストレート）判官之を命ず其方法は感化學校に送らるべき少年にして監獄に繫留せられたる時は該典獄は即時之を感化院檢閱官事務所に通知すべき義務を有す而して該檢閱官にして之が通知を受けたる時は直ちに代理者（エーゼント）を該少年の父母の許に遣はして父母の身分家族の多少、日々收入の多寡等を調査報告（チーフカンスーブル）せしむ若し代理者なき地方にありては之が取調を警部長に書面を送りて囑托する而して此取調に基き檢閱官は判官に向つて該父母の出金し能ふ額を定め通知を爲す於是判官は該父母を法廷に呼出し且代理者（エーゼント）をも證人として呼出し一周間何程ちふ相當の金額を納附すべき旨父母に向つて命令を爲し同時に該少年は宗教の何派に屬するやを嚴密に調査（ヒヤリング）し必ず該所屬宗派の感化學校に送附する事となりて居る又工業學校に送らるべき少年は多くは學務局より告訴するものにして學務局には登校調査員（アテンダンスオフィサー）なる者ありて少くも每週一回以上各小學校を巡回し若し欠席者ありたる時は其家に到り該欠席し居る少年并に父母等に就き其理由を取調へ之を學務局に報告す學務局に於ては之を檢閱して欠席を爲すべき正當の理由なき者と認めたる時は之を判官に告發し同時に感化院檢閱官に通知する而して該檢閱官は感化學校に送らるべき少年と同樣の手續を爲す等前述の通りてある而して之を納付する手續は該父母は之を代理者（エーゼント）に納むる事可なり地方の警察官に納むる事可なり又檢閱官事務所に郵送するも差支なし若し父母にして之が納附を怠る時は再び法廷に召喚せられ或は監獄に拘禁し或は財產を差押へらるゝものである又蘇蘭にては父母の勞働を爲す雇主に命じて其仕拂ふべき工錢の幾部を差留納附せしむる方法を執り居るなり如是嚴重なる制裁を加へつゝあるも猶無智なる父母は己が扶養の負擔を輕減せんが爲めに故らに子弟を犯罪若くは乞丐せしめて感化院に送るべき手段を行ふがある故に我邦に於ても感化院に收容せられたる少年あるときは必ず其扶養義務者に對して相當の費用を負擔せしむる事を忘れてはならぬと思ふ

僧申述べ度事頗る多ひのであるが餘り時間が遲くなり升から又他日に讓ります何卒充分御教示を仰き度ものであります

○在監人賞譽規程釋義

別天生

第四條　在監人ノ行狀ハ概ネ左ノ事項ニ依リ看守又ハ女監取締ヲシテ視察セシメ細大漏サス報告簿ニ記入ノ上之ヲ看守長ニ提出セシムヘシ

一　獄則及紀律ノ遵否ニ關スル事項

二　職業及教誨ニ對スル態度ニ關スル事項

三　教誨及教育ニ關スル事項
四　作業及工錢ニ關スル事項
五　清潔衛生ニ關スル事項
看守長ハ看守又ハ女監取締ノ提出シタル報告簿ヲ參酌シ自己ノ意見ヲ定メ少クトモ二ケ月一回身分帳行狀錄ニ記入スヘシ

若し夫れ眞に看守をして能く其の行狀を精細に視察せしめんとならば宜く看守をして或一定の囚人を受持たしむるの工夫あるを要す、囚人に親炙するの度深くなるに從ひ能く囚人の特性習僻を熟知するに至る、如斯を待つて始めて眞正の行狀を探知し得べきなり、然るに我邦に於ては監房の構造工場の配置共に宜しきに適せず不幸にして作業上の關係は拘禁監房の如何を問はず千種万樣の異種類を一工場に收容するに至り飜て監房を顧みれば一翼他の看守者を以て戒護の任に當てしめ工場看守と其の間何等の聯絡の通ずるなし要するに我邦戒護視察の法は囚人を目的とせずして或建物を目的とするに在り故に收容場所の異なるに從ひ監房工場各々所を異にすれば直に他人を以て之に充つるが如きに行狀視察の上に於て周到を期する所以のものに非ず少くとも或監房一棟の囚人を擧げて悉く同一工場に服役せしむるの法を採らざる可からず而して監房受持の看守は能く其服役囚工場受持看守と同一團體に屬するものなるを要す從て行狀の正否は監房に在ると工場に於けるとに論なへ共に等く注意視察を加へざる可からず然れども囚人の一日に於ける大部分は工場に於て費すを以て夥ひ工場看守の所謂受持看守たるの職分を盡くすもの多きは自然の情勢なりとす

本條中報告簿は所謂行狀視察の臺帳にして之が一定の樣式は主務省に於ても未だ發表するに至らず（今日發表の詮議なきは其の筋より聞知する所なり）監獄に於て隨意に之を調製するを得べしとするも囚人の犯罪事實來歷、親屬關係等は大略之に記入し得るの方法ならざる可からず今日各監に於ける報告簿多くは之を缺如せるを慨とす勿論眞正に能く囚人の行狀如何を視察監督するの職に在る看守長典獄其の人ありと雖も、縱令また看守は唯單に囚人の行狀如何を媒介するの職に在りと雖も直接の看守者をして豫め囚人の犯行來歷性質を熟知せしむるに至らずして焉んぞ能く之が媒介の職だも盡くすを得んや、看守をして囚人個人の關係を詳知せしむるは實にまた能く行狀視察の好材料たらざるはなし之を忘れて徒らに日常の行動にのみ着目せんとする豈本を失ふて末にのみ趨るの危

殆に陷るなからむや

而して尙其記入事項は本條第一號より第五號に至る事項に分類するを要す即ち一號乃至五號は日常尋般の行動を網羅するものにして獄則及紀律の遵奉は以て能く非違者をして紀律ある生活を營ましむるの素因を作し親屬の思念は至情の發する所を探知し教誨教育は自から發奮せんとするの志氣を驗し業務に精勵なる者は自から能く眞民たるを得べしとの格言は千古不變、牢乎として拔く可からず此の觀念は果して能く囚人の間に橫溢する者ありや否や下劣なる生活を營むもの多くは之れ不潔を意とせず溷濁以て自ら安んず、自己の身邊を清淨に爲さんと欲する者は即ち是れ潔白の意を表はす者、此等の五項一として皆囚人の特性を看破するの材料たらざるはなく日常の行爲また皆茲に出でず、此五項の記入事項を一瞥せば容易に彼等の性行を判知するに至るべきなり

如斯を以て看守者先づ之に記入せんと欲すれば公平なる判斷力を以て描寫せんことを勉むるより寧ろ公平なる筆者として勉めざる可からず、即ち成るべく抽象的に描かずして事實的に寫すを要す、判斷は何人と雖も時に能く過失なきを保せず、事實は之を寫すこと當に容易なるのみならず併せて能く巧みに判斷するの最强なる根據なりとす、少くとも之が判斷の任に當る者は看守長以上の上官に外ならず、茲を以て舞文曲筆素より忌む所なるは言を俟たず、加之抽象的の名辭を以て單に紀律を遵守す若くば親屬を憶ふの情あり作業に怠慢ありとの言を弄すべきに非ず、一步進んで來信に接し拉談せり等一科程は常に終ふ暖暉を地上に轉ぜしむるが如きことなし等の事實を記入せば足れり、斯る記入方を以てせばまた特に事實の記すべきものなき筈なし、必ず何等かの事實は看守者の眼に映ずべきものとす、若し事實なしとせば即ち看守者の職目を曠するもの

該報告簿に依つて看守長の意見を身分帳行狀錄に記入するは少なくとも二ケ月に一回なるを要す、二ケ月とは所謂入監より二ケ月を經過したるを謂ふ、予は此時を利用して以て司獄官會議に提出せしめ其の囚人に就き互に知る所を交換するは最も策の得たるものなりと信ず、故に多數囚人を拘禁するの監獄に在つてまた別に曆簿なるものを調製するを要せざるのみならず、若し二ケ月毎に會議の議事に上ることに至らば自から能く各官吏をして行狀視察の機會をして多からしめ且賞譽の恩典に漏洩するが如き虞なかるべし

行狀錄は即ち今回其の樣式を改正せられたるものにして形態の上に於ては零舊行狀錄と大差なしと

雖も之が記入を爲すは當ては全然當行狀錄に對する思想を一變せざる可からず、是れ所謂勘査期なる者を省除せられたる結果に外ならず、例へば行狀錄中欄外年月記入の如きは舊時に在ては勘査期を記入せりと雖も今回は現に賞譽を行ひたる日を以て限度と爲さゝる可からず、故に之が記入は豫め爲すに非ずして賞譽したる後に始めて記入を要すべきものとす、議事要錄中決議欄の如きは成るべく其の欄を廣濶ならしめ會議に附したる毎に記入せしむるを要す、從て別紙半葉に刷成し置くは便宜の處置なるべし

勿論該行狀錄は一賞譽を行ひたる毎に別紙に認めて加入を要すべきものにして入監より賞表一個に至る迄は第一葉を以て終了し一個より二個に至る迄は第二葉に記入するの方法なり、行狀錄備考中最後の項は即ち此意を示したるに外ならず、而して工業額の記入方は賞譽を行はんとする當時の所有額を掲ぐれば足れり、之を以て唯單に參考の一助に供するに過ぎず、然れども倘工錢は大凡そ如何なるものに向つて費消されたるや、親屬の贈與か若くは食物購求が書籍購買なりや等の事項は此の行狀錄に記入を要すべきものと信ず

行狀錄に記入すべきの事項多くは是れ視察表に記入すべきの事項なり、之が重複に渉るの弊あるを免かれず、卑見に依れば若し巧に視察表を利用せばまた如斯き行狀錄を要せざるべし、予は常に此行狀錄の徹去せられんことを希ふものにして今日之を存するの止むを得ざる唯單に賞譽の材料に止まるものゝ如き、視察表を以て之に充てんとする必ずしも難事にあらず、想ふに老練なる典獄は之が廢止を切望するに至るべきを信ず

第五條　賞譽ヲ行ハントスルトキハ典獄ハ各囚賞罰ノ終リタル日ニ於テ監獄書記看守長監獄醫教誨師ヲ會同シ身分帳ニ依リ行狀ヲ審査シ之ニ對スル意見ヲ諮問シ自ラ之ヲ判定スヘシ但必要ト認メタルトキハ看守女監取締及授業手ヲ列席セシムルコトヲ得

賞譽を行ふに當りては先づ司獄官會議の議に附するを要す、該會議の議決は必ずしも典獄の意見を拘束するものに非ずと雖も衆智を集むるは賞譽をして適切ならしめんことを期するに外ならず、本條中「各囚賞罰期の終りたる日に於て」の數文字は輕く之を解すべし、普通囚人に在つては二年經過せば一囘賞譽の詮議を行ふの意なり、之を以て始より賞譽期なるもの存在し(恰も勘査期の如く)其の期圓到達するを待つて始めて賞譽の詮議を行ふの意なりと解すべからず

第六條　懲治人ニシテ行狀善良ナル者ハ褒賞ヲ賞與スルコトヲ得

本條は別に說明を要せずして理義釋然たるべし

○一口噺

△口子

○清浦會頭の授爵に爲つたのは如何にも慶事として歡賀の意を表せざるを得ん次第である、四たび法相の位に就き法典調査會の副總裁として立法の大事業を殆んど完成せしめ又閣員として日英同盟の幃幄に參與したるの功勳に對して授爵の御沙汰ありしは寧ろ當然にして殊に本會會頭として斯る貴族を戴くは頗る美事であると謂はなければならぬ、其譯は歐州諸國に於て監獄改良論の中心點と爲つて居る者は貴族にして監獄協會などゝ多くは貴族を戴いて居るの事實である、然るに從來我が協會などゝ各國の協會杯と音信相通ずる場合に單に會頭の姓名を列するのみにては如何にも物淋しき感がある、固より外國に於ても心ある者は能く會頭の姓名を知り併せて其人の我國に於ける位置等を知る者鮮なきにあらねど或はまだ我協會は未だ貴族の一顧だに得る能はざる微力のものたるを信ずる者乙きに非ず、斯る場合に於て「ベロン、キヨウラ」の名を以て互に相往來するを得るに至りたるは頗る慶ぶべきにあらずや事一些事に似て中々に關する處尠なからず、ベロンの名は優に各國貴族と相伍し共に協會頭として彼我の事情を通じ人道の爲めに少なからぬ光彩を與ふるの媒介となりてこそ愈々其のベロンの名も光彩を增すに至るだり、さても喜ぶべきの限りにこそ

○昨年十一月頃水戸裁判所長は亡妻の香奠料を擧げて某出獄人保護會に寄付した、其の事は確かに當時の雜誌にも載つて居ると思ふ、然るに保護會は會長の名を以て感謝狀と併せて銀杯を贈つたとの事である、銀杯を贈るとは氏事ぞ、慈善の爲めに義捐したる者に對して銀杯を贈るなどとは抑々寄附者の意思を空しふする者と謂いなければならぬ、予をして若し此際の寄附者たらしめば銀杯を擲て謂はん哉、何者の痴漢ぞ、予を侮辱するの甚だしき、予は敢て銀杯を受けんが爲めに慈善の名を衒ふものにあらず、子若し予に對して厚意を表せんとならば須らく予が意をして全からしむる所あらしめよ、即ち五十金たとひ微ふなりと雖も以て出獄人に對し綿衣一着を加ふるを得ば足れり、此の贈りたる金を割て以て予に銀杯を贈らんとす、予其の眞意の在る所

を知るに苦しむ、倫序に非ずして何ぞや、と罵倒し去らんのみ、斯くる痴漢の在る間は到底保護會は成立せざるものなり、苟くも保護の任に當らんとする者は此位のことは心得べきに、さても見下げ果てたる御氣量かな

○我邦に於て慈善事業の勃興せざるは勿論國民公共心の觀念に乏しきに原因するも或はまた其の罪は獨り國民にのみ歸すべきものでもあるまいと思ふ、近來の慈善事業と稱する慈善事業は實に識者の嘲笑を買いするものあり、慈善事業もの之が施畫の方法に於て餘程注意を加へぬと國民の同情どころか寧ろ嘔吐を買ふに至るべし、予は即ち近來の慈善事業に就て其聲を聞くにイヤ〳〵する位なり、某會とやらが孤兒を看版に各處に音樂興行を爲し慈善の名の下に貰民の臍繰りを搾上げる手段を講じ、府下の某會に於てもまた夏期院兒を伴ひ避暑地に旅行する抔（其の實旅行先に於て避客の憐憫に訴へて多少の金圓喜捨を請ふの手段は誠に金圓喜捨を請ふの策としては巧みなりと雖も國民の同情は却て之が爲めに離畔せざるを得ない、加之斯る下に養育せられたる結果として頑兒は終に乞丐を常習と爲すに至るだろうと思はれる、何となれば喜捨金を仰ぐことのみ彼等は傳習しつゝあるからである、如何にも適理あることで誠に敬の如く本人から自修をして見たいと謂ふ感があれば尚更のことで縱令本人自らは好まぬまでも此方より進んで之を勸奬しなければならぬのである、因人には相當の服役時間ありて別に餘暇もないことであるが就寢前の正坐に代ゆるに自修をすると謂ふことは至極嘉みすべきこと、謂はなければならぬ、何も當局者が之を差止むるに及ばない、差止めざるのみか之を勸奬して欲しいのである、尚一歩進めば自修教養のみならず餘暇の際繰合はして讀書算術歷史地理等を教授するの勞を採られんことである、未丁年因には無論規定があつて現に實行するけれども丁年因にまでも之を及ぼして貰ひたいのである、是は人に依ると兎角の難癖を附けて暗に拒むけれども少しく教育感念に厚き信仰を有つて居る人は如何にも工風をして授學の時と便を得せしむることに注意を加へ又實行することは必ずしも難事でもあるまいと思ふ

る蕃染斯の如きに至るは自然の結果と謂はなければならぬ、斯の方法を以て慈善事業を行ふならば當に教育の上に於て弊害を認むる計りでなく慈善事業としても終に世人をして厭忌の念を起さしむるを免かれない、我輩は切に慈善事業者に向つて勸告する、希くは愼重に其事業を行へ、決して慈善の名の顯はれんことを求むる勿れ、社會に向て同情を得んことを誅求する勿れ、茲に陰德を積めば必ず陽報の依て生ずるあり、先づ陽報を得て後始めて陰德を積まんと欲する者は必ず其の業墮る、當に其の業の荒廢するのみならず、社會をして終に慈善事業の本質を誤解せしむるに至るの罪責あるを免かれず

○監獄内の講讀は先月の本會雜誌に於て先づ岳洋先生の筆に依り紹介せられたるが、直に之が實行に着手したるを埼玉の監獄とす、講讀は專ら受持看守に依て行はれ其の他醫師の衛生講話あり共に僅々三四回行ひたるのみにて未だ之が眞効を奏すると謂ふ譯にも行かざれど、確かに因人をして樂んで之を聽聞するに至らしめ感化上偉大の力あるべしとは同典獄の語られし所なり唯之が講讀に充つべき眞書の乏しきを憾むのみ、西國立志編日本立志編先哲叢談伊蘇普物語等は先づ適當ならむ、現に埼玉に於て實行する

所は通の乘騎及會讀誌の講讀なりと雖も因人の慣熟する所に從ひ漸次その範圍を擴めて多く他の眞書中より講讀材料を見出すと謂ふ、特に看守を以て之が任に充てたるは頗る妙味の在る所で因人をして自ら看守に信頼するの美風を養成するに至るであらう

○講讀の感化上必要なることは爭ふ可からざることであるが、兎角監獄内に於ける因人の教育は冷淡に附せられたる姿のあるのは免かれない、そうかと謂つて何も教育機關の設備をして亞米利加のエルマイラ風にせよと謂ふことを勸奬する譯ではないが、少くとも因人をして丁年未丁年たるを問はず概して成るべく自修教養を勉めさせる工風を凝らさなければならぬ、地方を巡回して見ると往々血氣盛なる因人の情苦として紙製石盤の下付を乞ふと云ふことを聞くことがある、能く其の素性を探つて見ると自分は昨今雜居拘禁なるも之が爲めに出來るならば分房拘禁を願ひ餘暇に算習の道を辨へたいと謂ふ心願

統計

○明治三十五年一月末日現在全國在監人員表

○明治三十五年一月末日現在全國在監人員表

	三十五年一月末日現在	三十四年十二月末日現在	三十四年一月末日現在	前月ニ比較シ		前年ニ比較シ	
				増	減	増	減
刑事被告人	四九、二二七	四九、五七九	四八、九八一	三五二		二四六	
懲治人	九、四二七	八、〇五八	八、二二二	一、三六九		一、一九五	
留置人	一五二	一五二	一三四	一〇七		一八	
別房	一、二〇五	九九八	九九五	一〇二		一五〇	
携帯乳児	一〇五	九三	一〇一	一二		三	
合計	六〇、〇一六	五八、八八〇	五八、四〇四	一、一三六		一、六一二	

	人口	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帯乳児	計	三十四年一月末日現在	比較増減	過人員	全一日平均人員
東京	三、〇六九、一八九	一、一八九	二一	一八三	八	四二五	四二五	三	四二六、一六八	四二九、一六八
京都	一、九八二、四三〇	二八九	六	五二	二	一、四二	一、四二	八	一、四二、一六八	一、四二、一六八
大阪	一、四一四、九一一	九二	吳	一三一	二	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
神奈川	一、一九九、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
兵庫	一、九九、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
長崎	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
新潟	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
埼玉	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
千葉	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
茨城	一、一四、八三	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
栃木	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
群馬	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
福島	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
宮城	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
岩手	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
青森	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
山形	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
秋田	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
福井	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
石川	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
富山	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
北海道	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
岡山	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
島根	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
鳥取	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
広島	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八
山口	一、〇一、九一八	四一八	一四	四一	八	一、四二	一、四二	一	一、四二、一六八	一、四二、一六八

○前表在監人員の內、外國人を國籍區別すれば左の如し

總計	計	北海道十勝網走集治監	本監	三池集治監	宮城集治監	東京集治監	北海道	沖繩	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	高知	愛媛	香川	德島	和歌山
四九、二三七	二、七三六	七九	一、〇六〇	一、四五八	七五〇	九三三	一、二三四	三五六	六三四	四五七	七三五	三五九	三三二	一四一一	八〇七	九八八	五七〇	六七〇	六九
九、四二七							四四九	一八	八三	一九	一八	四四	九四	二四三	二九四	一二三	六二	八六	一
一五三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一
一、一〇五	一	一	一	一	一	一	一二七	八	九	一二	三一	八	二	六〇	一	一六	一二	八	一
一〇五	一	一	一	一	一	一	六	一	二	一	一	一	一	三	一	三	三	二	二
六〇、〇一六	二、七四五	八八七	一、〇六〇	一、四五八	七九〇	九三三	一、二〇七	三四二	七一六	三五〇	六二一	四四三	六二三	一、八一七	一、〇六〇	一、〇六〇	六四七	七四四	三六八
一、三五六、四一六	六、〇四五	九〇一	一、四五三	一、四五三	六四〇	一、一二三	一、四〇六	三四二	一、一九一	一、三六七	一、〇八五	四三六	六二八	一、三五六	九五六	一、〇五九	八、六〇	七四四	三六八
一、六〇	一、四〇五	一、二六	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
一、六、九四	一、八四、一六八	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
四四八	一、四九八	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一

清	韓	英	佛	露	獨	計	男	人	刑事被告人	別房留置人	計
吉利亞逃			蘭西								
男	男	男	男	男	男	男					
一八		三	一	一	五	二	三〇				
一		一									
二〇		四	一	二	五	二	三四				

○明治三十五年一月末日全國四人刑名別

刑名	本年一月末日現在 男			女			昨三十四年十二月末日現在	前月比較 增	前月比較 減
	計	有期徒刑	無期徒刑	計	有期徒刑	無期徒刑			
細徒刑									
有期徒刑	九二二	九一二		五三	五二		九八〇	△	五
無期徒刑	三、一二一	三、一一一		二五七	二五七		三、四八八	△	一〇
懲役	三、七二九	三、七二四	五	六〇八	六〇八		四、三七八	△	四一
禁錮	三、一〇三	三、一〇一	二	三〇九	三〇九		三、四三四	△	二二
拘留	一〇	一〇					一〇		
五年以上	二	二					二		
五年以下	一、七一〇	一、七〇七	三	二七	二七		一、七三七	△	二七
計	五、三五五	五、三五二	三	一一四	一一四		五、二三二	△	二三七

	重禁錮 三年以下	重禁錮 一年以下	重禁錮 六月以下	重禁錮 一月以下	重禁錮 計	輕禁錮 五年以下	輕禁錮 三年以下	輕禁錮 一年以下	輕禁錮 六月以下	輕禁錮 一月以下	輕禁錮 計	拘留	罰金	笞	合計	再犯以上	初犯
明治三十年	九、三四四	五、七一三	九、九〇二	一、三九六	三三、四二〇	二	二七	四四	一七八	六四七	八九八	七六九			四六、一一七	二七、一四	一八、二〇三
三十一年																	
三十二年	三五三	二五九	七五八	一三七	一、六四八		一	七		二八	三六	一九九			三、一一〇	九六一	二、一四九
三十三年	九、六九七	五、九七二	一〇、六六〇	一、五三三	三五、〇六八	二	二八	一七八	六七五	九三四	九六八			三八	四九、二一七	二八、八七五	二〇、三五二
三十四年	九、四八五	六、一八五	一一、五〇九	二、〇〇五	三五、二五	一	二九	四六	一六〇	七二五	九六一	七五五		三九	四九、五七九	二八、九七四	二〇、六〇五
三十五年	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
三十六年	二一二	二一三	八四九	四七二	四五七	一	五	一八	五〇	二七	二一三		二	一	三五二	九九	二五三

出獄人保護事業年報（一月十一日調査）

○東京出獄人保護事業第五

原胤昭

本事業は去卅年の創設にして一月十一日迄くも英照皇太后崩御に際し恵澤を施されんが爲め行はせられたる大赦減刑令により一時に放免されて都下に散亂したる寄邊なき出獄人を保護したる者にて爲に滿五ケ年に達し追次收容したる五百二人を保護したるを以て本日英照皇太后第五周年御忌を記し奉り謹で本事業の成績を公にし併せて本事業を賛助せられたる諸君に之を敬告す

本事業保護の次第は普通の出獄人保護方法と異なり一度收容したる者は終身關係を有し交際を絶ず不幸にも音信不通となりし者は表中の居所不明者に算せり故に此數員中には無筆にて音信を缺くものあるべく或は死亡者もあるべし、又表中再犯者の數に於ても再犯の原因は全く保護事業に關係無き者もあれば之を保護成績の不良と認め難きもあり故に此表を以て直に普通の出獄人保護事業の成績表と對照すべからず

此成績調査は現在の交際通信によりて嚮診し其變ある者は所轄警察署へ照合して其行爲の實況を確めたるものなり又之が爲めに各警察署が本事業を賛助して懇切なる回示を與へられたるは深く感謝する處とす

◎施療　神田北神保町神保醫院は本事業創設以來數百の被保護人患者を懇切に施療せられたり是れ本事業の成効上偉大の助力たるや勿論なり

◎旭光　出獄人敎導用として神戸旭光社より月々數百枚宛寄贈さるゝ初摺の旭光を全國各地に自活しつゝある被保護人年玉として郵送せり

◎新年　此新年には地方居住者は年賀狀を、東京居住者は妻子などを伴ふて當所に來賀せり、依りて清浦法相に揮毫を請ひたる「らしく、ぶるな」の文字を染出したる服紗と模本手習に揮毫を請ひたる「友をえらべ」の文字を彫刻せし茶盆とを年玉として之に與へ就意の中に敎訓の意を寓せり

◎被保護人の類別　卅年一月より本日に至るまでに收容せし被保護人總數五百零二人に就きて其犯罪刑期等を類別すれば左の如し但し此中四十五名の地方監獄出獄者を除く外は巢鴨、市ヶ谷、鍛冶橋の三監獄署及び東京集治監より出獄せし者なり

犯狀　強窃盜四四五、殺人創傷二二、放火二九、

貨幣僞造三、賭博三
刑期　無期徒刑一八三、有期徒刑及重輕懲役禁錮三一九
犯數　初犯一六〇、再犯一三六、三犯一〇七、四犯三四、五犯以上六五、

◎成績　被保護人の現狀を掲げて其成績を示せば實に左の如し

一　保護所に寄宿就業する者　四十六人
二　東京市内に獨立自活する者　百四十五人
三　地方に轉住獨立自活する者　百六十一人
四　死亡したる者　二十五人
五　轉住後所在不明の者　九十八人
六　保護所より逃亡したる者　二十六人
七　再び罪科を犯したる者　四十一人

此表中第五項以下を以て不良成績とすれば全部に對する十分の七半は良成績を得たものと謂ふべし殊に最も喜ぶべきは被保護者中新に妻を迎へ子を擧げ一家團欒の樂しみを得るに至りしもの多き事是なり市内在住者百四十五人の中其百十二人は新に妻帶せし者にして四十三人に新に子女を擧げたる者なり

◎被保護人の職業　大工、左官、土工、魚商、菓子賣、富貴豆賣、下男、小使等其職業を細別すれば九十五種に上れり

○第三期警監學校卒業式

客月二十八日第三期警監學校卒業式は擧行せられぬ、殊に同期は僻外國人の滿期歸國に際せるを以て例に比しては一層の賑を增したるの感あり、今左に祝辭を得たれば之を掲ぐることゝは爲しぬ

内海内務大臣の祝辭

本日警察監獄學校第三期生の卒業證書授與式を擧ぐるに至りたるは本大臣の深く欣喜する所なり今回卒業の榮を荷ひたる諸子は今日より出でゝ各任地に歸り本校に於て履修したる諸種の學科を實地に應用し以て著々警察監獄事務の改善に資せんことは本大臣の希望して措かざる所なり願ふに近時社會の趨勢は警察監獄行政の進捗發達に待つもの尠なからず而して善く之が眞好の成績を擧ぐるは實に諸子の面目に關するのみならず亦實に本校設立の趣旨に副ふものと謂ふべし諸子夫れ自愛して勉勵其職に勵み以て邦家の前途に貢獻する所あれ茲に一言を述べて祝辭とす

山縣學校長の祝辭

本日本校第三期生の卒業證書授與式を擧ぐるに方り司法大臣閣下其他貴賓の臨場を辱うしたる右卒業諸子の榮又何ぞ之に加へん

抑〻警察監獄の事務たる國家の安危人權の消長に關するや大なり是を以て社會の進運に伴ひ事物の繁劇に應じ一として之を警察監獄の事務に待たざるものはあらず本校の設立亦實に是に伴ひ是に應ずるの主旨に外ならず今や諸子は實地に於ける多年の經驗と本校に於ける修得の學識とに依り善く其好果を前途の實務に擧げ以て本校の主旨を暢揚するは予の疑を容れざる所なり

若し夫諸子にして名を逐ふて職を怠り利に走せて務を誤らば國家の安危將に何くに之を問はんとす人權の消長亦以て關する所を知らず諸子幸に其意を茲に體し敢て本校の主旨を忘るゝことなくんば諸子の獨り今日の榮を永く其身に光耀するのみならず本官も亦其光耀に與りて躍如の歡なくんばあらず敢て一言以て本日の式を祝す

清浦司法大臣の演說

警察監獄學校卒業生諸君、本官は職務の關係からも又二十年來警察監獄の事柄に緣故のある點よりも、時々本校に臨んで諸君の勉勵せらるゝ實際の有樣などをも見たいと云ふ考は常に持つて居りますが、兎角事務の繁劇に追はるゝとは申しながら、

要するに自分の不勉強からして、本期の如きは實際に於て一回も授業の有樣を見ませぬのは甚だ遺憾の至りで、且つ自分の甚だ不行屆なるに職入るやうな次第でありまして、去り乍ら諸君が良教師の懇篤なる教授の下に孜々として勉強して居らるゝ有樣は常に承つて喜んで居つたやうな次第であります、果して刻苦勉勵の功空しからずして、本日茲に卒業の證書を受領せらるゝに至りましたことは深く諸君の爲めに賀する所でありまするし、又學識經驗を積んだる人々が此重要なる國家機關の員に加はられて、其員の增加すると云ふことは是は國家の爲に深く喜ぶ次第であります、

近來社會の狀態は頗る複雜でありまするし、國家の事務又頗る繁劇でありまして、警察監獄事務の如きは頗る重要なる機關で、斯の如き人事複雜の際に此の如き員に備つて働かれると云ふことは其實任は頗る重大なる譯合で、恰かも航海者が外洋に航行するやうなもので、風靜かに浪穩かなりと雖も時々油斷の出來ぬことでありまするし、又一朝天候が變ずれば强風怒濤を捲起して頗る困難を見なければならぬと云ふやうな有樣でございます、で航海家たる者は學識經驗は申すに及ばず、非常なる所の熱心と勉强力とを以て航海するにあらざれば彼の岸に達することは能はざると同樣に、

警察監獄の重要なる事務に從事する人々に於きましても、學識經驗の外に最も嚴肅に規律を重んじ、而して所謂不休不眠の精神を以て其職務に向つて働を取つて行くにあらざれば此職務の目的を完うして行くことは難い次第であります、夫等の點に就ては在校中に各科の教師よりも夫々訓示されてあることゝ思ひまするし、又唯今山縣校長並に内海内務大臣よりの祝詞中も其戒めは含まれてあるとでございますから私は重ねて茲に喋々は致しませぬ、て諸君は是までも實際の職務に就いて多少の經驗を積んだ方々である、而して此在學も中も單り學問の勉強のみならず、中央首府の下に滯在せられて、日々人事の複雑なる有樣を目擊耳聞せられた次第でありますから、一層職務の上に於て經驗の材料も得られたることゝ信します、て是より任に歸つて其職務を執行せらるゝ上に於きましても、最も規律を重んじ、最も勉強心を發揮して、而して職務の執行が社會全般の狀況と一致するやうに注意せられたい、又是まで修養されたる所の學理と云ふものを實際に能く調和して應用せられたい、兎角日本の近來官吏の有樣が理屈に傾き過ぎる、形式に流れ過ぎる、理屈に泥み形式に囚はらるゝ結果として、其職務の執行と云ふことが社會の狀況と一致しないと云ふやうなことが多い、又學理と實際と能く調和しないが爲に種々の弊害を發くことが多い、是は陸ㇾ警察や監獄の事務に於てのみならず、各行政機關の運轉上に於て其弊あるを免かれぬと認めます、て是が爲に國家民人の幸福を增進するとか或は安寧を維持するとか云ふ爲に働く所の者が却て民の怨府となるとか或は民の妨害を來すとか云ふやうなことも少なからぬやうなことでありますから、何時も唱へらるゝ所の此官衙の刷振などと云ふ中には成るべく此簡易敏捷に事務を運んで行くと云ふことが專ら希望する點であるのであります、て諸君の如き本校を卒業して其任に歸る人が追々增加して參れば、現に此學校を卒業して歸つた人のみがさう云ふ考を持つに止らずして、又諸君の考と云ふものが各警察機關にも流れ傳ふと云ふことになりますれば、一般の上に於て頗る其効を奏するであらうと考へます、諸君の將來に於けるは任重くして道遠しと云ふ次第でありますから、どうぞ其志想を堅實にして、一旦立てた所の志はどこまでも終始一貫すると云ふ覺悟を以て職務に勉勵あらむことを祈ります聊か一言を致します、

フオーニー、コイデル教師祝辭

吾が敬愛する所の生徒諸君、私は今回を以て諸君

は勿論、二ケ年間私が其職に從事した所の此學校並に美なる氣候と訣れを告げなければならぬのは誠に私の情に於て堪へない次第であります、茲に於て私は私の在職中に於けることを回顧致しまして、大いなる喜を以て諸君に謝さなければならないのであります、それは諸君が此學校に於ける間、常に熱心怠惰つ注意深く且つ勉强にわられたと云ふこと、尙ほ私に政府通譯官が私の爲に大いなる補助を與へられたることに向つて感謝をする次第であります、最初私は私の講義が始終彼我の事情が異なる爲に、諸君に解し難いてあらうかと云ふことを豫想したのでありまするが、併し試驗の結果に依りまして、此豫想と云ふものは全く杞憂に屬したことを證據立てたのであります、て諸君は今より此學校に於て修得せられたる所の學理を實際上に應用して、此學校に居られたと同一の熱心を以て勵行せらるゝことでありうと考へるのであります、尙ほ諸君が榮譽と並に職務を完せらるゝと考へるのであります

終りに臨みまして、私は諸君が將來倍々榮譽ある所の光榮を保たれることを希望するのであります、尙ほ本校が永く繼續して盛大てあらむことを祈るのてございまする、

カル、クリユーゲル教師祝辭

今日此卒業式に臨みまして、私は敎師としての資格に於て諸君に餞言を呈するの光榮を保ちまする、私は私が此學校に於きまして爲した所の講義が貫國の執行警察の上に多少利益する所かありますれば誠に私の滿足に思ふ所であります、て尙ほ諸君が此執行警察と云ふ所のものは當に復雜的若くは處置的のみに止まるものでなくして、其眼目と云ふものは豫防的行動にあると云ふことを能く明瞭にされたならば、それを以て私は滿足する次第でありまする、惟ふに貫國の豫防的の此警察の行動と云ふものゝ上に就ては又多數の法則を設くべき所の必要があるのでございます、故に私は此點に鑑る所がありまして諸君に向つて此點を眼目として敎授をした次第であります、て玆に私は諸君が此學校に於て私の爲に充分熱心に勉强されたことを感謝し尙ほ諸君が將來に於て充分に好成績の行路に進まれむことを希望致しまする、尙ほ終りに臨みまして、私は我上官諸公並に同僚諸氏及生徒諸君に向ひまして今まで私に對して非常なる所の好意を表されたことに向つて感謝を致しまする、

ドクトル、クルーゼン教師祝辭

諸君、私は今日此學校の學年度の終りと同時に私

は貴國政府の職を去るのでございまする、で私が此二ヶ年と一ヶ月の間、未だ此監獄が内務省の管轄の下に在つた當時からして、多數の日本の大監獄の重なる所のものを觀察しまして、其實況を熟知した所の機會を得ましたのでありまする、て尚ほ私は司獄官諸君の辱知を蒙つたのでありまする、て今日御訣れに臨みまして私は此日本の監獄制度の事に就て一言申上げたいのでありまする、それは此日本の監獄の制度と云ふものは、即ち日本の此刑罰執行の設備と云ふものは、最早歐羅巴大陸と同一なる所の頂點に達して居ると云ふことを保證するのでありまする、又司獄官の養成と云ふことに對しまして、貴國程多くの金を費して此司獄官を養成すると云ふ所は誠に稀であるのでございます、て諸君は幸に此好機に投じまして學理上立派なる所の根本的に專門の教育を受けられたのは諸君が實に貴國政府に向つて感謝しなければならない次第であらうと思ふのでありまする、て尚ほ諸君は私が在職中に於て熱心に勉強に居られたと云ふことは私は諸君に深く謝します、尚ほ其外に諸君は種々の質問を發せられて共に私と攻究をされたのも亦私が謝さなければならないのでありまする、で私は諸君が將來に於ても本校に於て得られたる所の學術を實際に應用して益〻其事業を擧げらるゝことを希望するのであります、で尚ほ私は經令貴國を去りましても今日のことに就ては常に記憶に存しまして毫も忘却は致しませぬのでありまするからして願はくは諸君も諸君の親愛なる所の考を私に對しまして御忘れにならないことをどこまでも祈るのであります、

卒業生總代小野廣島縣警部の答辭

我警察監獄學校正に本日を以て第三回卒業式の盛典を擧行せられ司法大臣閣下其他貴賓各位辱く貴臨を賜はる生等の幸慶實に之に過ぐるなし況んや加ふるに諄々の訓誡と眷々の諭言とを領するに遭ふ生等一同感佩鳴謝辭の措く所を知らざる也顧ふに此の光榮を荷ふ所以のもの一に本校々長閣下を始め數官職員諸賢の陶冶敎導其機宜に適し日々孜々として倦まざられず以て生等駑鈍の才を錬磨することを得たるに由らずんばあらず海岳の師恩深く肝銘の至に堪へざる也今也諸賢の膝下を辭す任に各地に就くに當り一言微衷を披陳し以て諸賢に警ふものは將來益々憤悱勉勵本校に於て學び得たる學理を實地に應用し庶幾くは以て國家治安の任務を果し本日の光榮に酬ふるあらんことを期す聊か蕪言を陳べて答辭に代ふ

答辭

本月本日千葉警察監獄學校第三期生卒業證書授與式を擧行せられ清浦司法大臣閣下を始め其他貴賓の貴臨を忝ふし加ふるに切實なる訓誡を賜はる生等の光榮何ものか之れに過ぎん回顧すれば生等の本校にあるや僅々一閲年其短日月の間に於て履修したる學科は實に十有數課目の多きにも拘はらず幸にして今日の盛典を享くるに至りたるもの一に校長以下敎授講師諸賢の懇篤熱誠なる督勵と薫陶とに因らずんばあらず生等何の辭を以てか之を謝せん惟ふに千言万語必ずしも之に報ゆる所以にあらず各自歸任の後ち本校に於て修得したる學理を研鑽應用し以て斯道の改良進歩を圖るは則ち其万分一に報ゆる所以ならんか然りと雖ども監獄改良の事云ふに易く行ふに難し況んや刑の執行に依り改過遷善の目的を達せんとするをや生等は唯だ微力の許す限り拮据勤勉其職に盡瘁し方今沿々として増加しつゝある犯罪者の一小部分なりとも之れを感化誘掖し以て良民に復歸せしむることを期せんのみ聊か蕪言を陳じて答辭に代ふ

明治三十五年二月廿八日

警察監獄學校監獄科第三期卒業生總代
靑玉縣看守長兼監獄書記　大原公平

○卅五年度監獄費豫算に就て

三十五年度經常部に於て集治監は八二五、七〇一圓餘前年に比し五九、四二七圓餘の減額を見るに至れり、其の内譯は俸給諸給の項四二、四三五圓（前年度に比し減二七二圓）廳費は一八、六七八圓餘（前年度に比し減九九〇圓餘）修繕費一一、七九七圓餘（減二、八九九圓餘）死傷手當四、四圓餘（二項共に增減なし）旅費一八、七七〇圓餘（減六、四三七圓餘）雜給雜費二五三、八一四圓餘（減四二、四五五圓餘囚徒費四八〇、一五七圓餘（減六、三八一圓）餘にして地方監獄は四、七九四、四六四圓餘にして減額七四、八五六圓餘なり、之が内譯は俸給二八一、二一九圓（增三〇、二三四圓即ち判任俸給平均額の增加に基く）廳費一七二、四五一圓餘（減三、七二七圓餘修繕費七九、六八三圓餘（增四、八七〇圓）死傷手當三六一圓訴訟費二圓（何も前年度と增減なし旅費七二、五八六圓餘（減二、六三二圓餘）雜給雜費一、八七七、九九〇圓餘（減二一七、八八三圓餘）在監人費二、三一〇、一六九圓餘（增一四、二八三圓餘）なりと謂ふ

臨時部に於て

鍛冶橋監獄署建築費　七〇、三六三圓
千葉監獄建築費　六〇、〇〇〇圓

長崎監獄同　五九、六三七圓
鹿兒島監獄同　四〇、〇〇〇圓
石川監獄同　三〇、〇〇〇圓
奈良監獄同　四〇、〇〇〇圓
新管營　一一三、七九六圓餘（刑務所及監獄を含む）
修繕費　二一、六五二圓（同　上）

○關西地方典獄協議會

前號にも記載せし如く愈々愛知縣に於て客月二十日開會同二十二日閉會せり、其の出席員及協議事項左の如し

出席員

京都府典獄　木名瀨禮助　大阪府典獄　田中義造
兵庫縣典獄代理監獄書記　鈴木信彌　奈良縣典獄　奥村嗣次郎
三重縣典獄　河俣政幹　愛知縣典獄　森元鎗
靜岡縣典獄　清水精四郎　滋賀縣典獄　武村鐵太郎
岐阜縣典獄　中村藏　和歌山典獄縣　中瀨造藏
以上二府八縣

本省より眞木事務官嘱託

開會に先だち愛知縣典獄森元鎗知事代理として一場の挨拶を爲し引續き會則案を議し提議を以て會長席に就き本會を開く（協議事項次號に譯る）

○警察署留置場費の警察費支辨

同支辨法は愈々議會の協賛を經て公布せられ來る四月一日より實施することゝ爲れり、本日之が施行の省令として發布せらるべき案は一日一人金貳拾錢の額にして留置場出入の當日共に一日として計算する方法なりと謂ふ

○四人滿期前の移送

監獄に於て免囚保護の一策として歸鄉するの資力なき囚人に對しては主刑滿期前便宜其の居住地最近の監獄に移送するも差支なき旨過般其の筋より通牒ありたるも、右は典獄に於て能く本人の志望生計等を問糺し、果して能く移送の保護を行へば十分其民に復歸することを得べしとの確認あるものに限り移送せしむるの趣旨にして濫りに他監に移送し之が爲めに費用損と爲るの處なからしむべし、且又別房留置人に對しては押送規則の上に於て差支ゆる廉あるを以て今暫くは移送すること能はざる次第なりと謂ふ、併し同一府縣に於て便宜本支署間の移送位は當然監獄の手のみに依り決行し得べき事柄なるべし

○假出獄の報告

假出獄を爲したるときは其の所屬長官より假出獄を行ひたる月日を記し週報を以て主務大臣に報告すべきことに報告例中定められたるにも拘はらず、今尚は報告せざる向もありと謂ふ、念の爲め茲に記して諸士の注意を請ふ

○眞宗本願寺の教務講究所

本願寺派本願寺に於ては一昨年より東京に教務講究所なるものを設立し同派派遣の教誨師を養成し來りしが、此度また第三回として開設し其の筋よりは同派派遣の教誨師を聘したる府縣知事に向つて入校の旨勸誘せられたりと謂ふ

○監獄醫學講習科の開設

國家醫學會に於ては監獄醫養成の目的を以て此度監獄醫學講習科なるものを開設せらるべき筈なりと謂ふ、同科に於ては規則書にも見ゆる如く主として精神病學法醫學を講習せしむるに在りて、獨り監獄衛生の上に於て發達を見るのみならず、罪囚處遇の上に於ても亦密切なる關係あり、斯道の爲め大に祝賀せざるを得ず、先づ第一期として來月十一日より開設し講習期間三箇月、主任講師は片山、吳、山根の博士學士等にして科外講義としては多分小河事務官等も數顆の勞を執らるべし、今回は府縣監獄醫中成るべく首席者を講習せしむる筈なりと謂ふ、今左に規則を掲ぐ

監獄醫學講習科規則

第一條　本會ニ講習科ヲ設ケ監獄醫及ヒ監獄醫タラント欲スルモノヲシテ監獄ニ關スル醫學ヲ講習セシム

第二條　講習科目ハ左ノ如シ
一、法醫學
二、精神病學
三、衛生學、細菌學
四、人躰測定法
右ノ外刑事人類學、監獄學、衛生統計等ノ課外講義ヲ開始スルコトアルベシ

第三條　講習ハ毎年四月十一日ヨリ七月十日ニ至ル

第四條　講習者ノ定員ハ三十人以上五十人以下トス

第五條　講習者ハ醫術開業免狀ヲ有スル者ニ限ル

第六條　講習志望ノ者ハ履歷書ニ醫術開業免狀寫ヲ添ヘ本會講習科事務所ヘ申込ムベシ

第七條　本會ニ於テ入學ヲ許容シタルトキハ直ニ入學證書ニ束脩金五圓ヲ添ヘ差出スヘシ

第八條　講習者ハ授業料金拾五圓ヲ前納スベシ

第九條　既納ノ金員ハ如何ナル事情アルモ返附セザルモノトス

第十條　講習ヲ終リタル者ニハ講習證明書ヲ授

與シ卒業試驗ニ及第シタルモノニハ卒業證書ヲ授與ス

第十一條　本會備付ノ器品ヲ破損シタルモノハ現品又ハ代價ヲ以テ辨償セシムベシ

書式　用紙半紙

入學證書

本籍　府區　町　番地　族
寄所　縣郡　町村　番地　名
　　姓　　年　月　日生

右者貴會監獄醫學講習科入學相願候上ハ御規則堅ク爲相守候ハ勿論本人ノ儀ニ付一切引請可申候也

東京市　區　町　番地
年　月　日　右保證人　姓　名　印
國家醫學會御中

東俥市神田區小川町一番地
國家醫學會監獄醫學講習科事務所
電話本局一三五二番

○典獄會議

此の頃各新聞紙上に近々の内典獄會議のあるべき模樣にて小河事務官主と爲つて諸問事項を調査しつゝあれり杯との報道ありしが、其の筋に就て聞く所に依れば全く無根の記事なりと謂ふ

○別房留置人の食費計算方

別房留置人の食費は一人一日金四錢五厘の計算にして敢て其の間就役不就役の日あるを問はず總べて一箇月打切り計算を施すの趣旨なり、此點に就て疑を抱かるゝ向もある由なれば序に記して參考に供す

○本會茶話會

客月二十二日例の如く茶話會を本會に開けり、當日は殊に第三期醫監學校生徒の最終の會合にして外國人の滿期歸國もあれば勞謝恩、送別として熾んに開かれたり第一席山田虎一郎氏の刑事被告人の書籍看讀に關する所感あり有馬典獄の第三期卒業生を送る小河事務官の死刑に就ての講話あり終てクルーゼン氏の挨拶あり、後生徒諸士の開催に係る立食の饗應ありて午後六時頃散會、其の際に於けるクルーゼン氏、監獄局長、小河副會頭の挨拶及出席人名等は次號に譲る

○諸星來往

○愛知縣外六縣へ出張を命ぜられたる眞木事務官は國屬を隨へ二月十九日出發

○大分縣外三縣へ出張を命ぜられたる山上事務官は渡邊屬を隨へ二月二十日出發

○千頭東京集治監典獄は群馬外三縣へ出張の爲め二月二十五日出發　三月四日歸任

○田中大阪府典獄　奥村奈良縣典獄は二月二十七日上京　田中典獄は三月六日　奥村典獄は三月五日歸任

○事故錄　自二月廿一日　至三月十日

二月十七日　芝紅葉館に於てクルーゼン氏送別會を開く來會者左の如し
相馬務長官久保田局長石渡參事官　小野柏原二參事官
小松原貴族院縣員事務官典獄を始め三十三名
本會茶話會を開き了て第三期醫監學校生徒の謝恩送別會ありたり

二月廿二日

二月廿八日　醫監學校卒業式擧行

會部

法令

法律第十一號　三十五年二月廿六日

監獄則第一條ニ依リ警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ニ關スル費用ノ總テ警察費ヲ以テ之ヲ支辨ス但シ其ノ費額ニシテ監獄費ヨリ之ヲ償還スヘシ

附　則

本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

從來監獄所屬ノ物品ニシテ警察署内ノ留置場ニ設備セルモノハ本法施行ノ際之ヲ北海道地方費及府縣ノ所屬トス但シ警察費ノ國庫支辨ニ屬スル地方ハ此ノ限ニ在ラス

叙任辭令

二月二十七日

依勳功特授勇爵　正三位勳二等　清浦奎吾

正三位勳二等　清浦奎吾

特旨ヲ以テ華族ニ被列

三月七日

警察監獄學校ノ囑托ヲ解ク

監獄事務官　山上謙雄

○吊慰金贈與ノ部

報告地方部	該當規則條項	在職年數	贈與金額	職名	姓名
東京地方部長	第三條第九號第三項	廿五年餘	金拾參圓	故警視廳典獄書記	中川海次郎氏遺族
新潟地方部長	第三條第九號第四項	八年餘	金七圓	故新潟縣監獄書記雇看守長	矢野己巳郎氏遺族
北海道地方部長	第三條第九號第三項	十四年餘	金九圓	故北海道集治監看守	森野敬三氏遺族
京都地方部長	第三條第九號第四項	六年餘	金六圓	故京都府監獄書記雇看守長	近藤爲利氏遺族
兵庫地方部長	第三條第九號第三項	十一年餘	金八圓	故兵庫縣看守	藤井芳松氏遺族

○慰勞金贈與ノ部

茨城地方部長	第三條第九號第五項	十六年餘	金三圓	元茨城縣監獄雇	熊次郎氏
岩手地方部長 同		十九年餘	金四圓	元岩手縣看守	赤石久藏氏
同		二十年餘	金四圓	同	鹿討忠太郎氏
長崎地方部長 同		十八年餘	金四圓	元長崎縣看守	小野義雄氏
同		十一年餘	金三圓	同	江口潤時氏
同		十年餘	金三圓	上	年尾謙求氏
山口地方部長 同		十年餘	金三圓	元山口縣看守	藏掛榮槌氏
長野地方部長 同		十二年餘	金三圓	元長野縣看守	佐藤忠五郎氏
宮崎地方部長 同		十四年餘	金三圓	元宮崎縣看守	江藤爲信氏
大阪地方部長 同		十三年餘	金三圓	元大阪府看守	森山善次郎氏
同		十六年餘	金三圓	同	山川政之助氏
神奈川地方部長 同		十一年餘	金三圓	元神奈川縣看守	岡田彌五左衛門氏
東京地方部長 同		廿一年餘	金五圓	元警視廳看守長	小山丈吉氏
兵庫地方部長 同		十六年餘	金三圓	元兵庫縣看守	朝倉景氏
同		十二年餘	金三圓	同	廣瀨弘太郎氏

○クルーゼン氏紀念品贈呈者人名（前號續）

新潟縣監獄署		
一、五〇〇	野口謹造	
一、〇〇〇	長谷川喜一	
二五〇	木村道衛	
二五〇	片桐考道	
六〇〇	扳田龍太郎	
六〇〇	倉正造	
五〇〇	加治廣吉	
五〇〇	柱重恭	
五〇〇	白石孝忠	
五〇〇	大貫忠直	
三〇〇	大竹岩次郎	
埼玉縣監獄署		
一、五〇〇	早崎春香	
五〇〇	福田勝次	
五〇〇	石原周濟	
五〇〇	吉田正刊	
群馬縣監獄署		
一、五〇〇	杉野喜市	
五〇〇	井上信之助	
五〇〇	齋藤慶三	
五〇〇	松本伸次郎	
五〇〇	根岸勝次	
千葉縣監獄署		
一、五〇〇	高木光久	
四〇〇	白井勇松	
三五〇	新橋誠夫	
二九〇	兩角平八郎	
二五〇	尼子又一	
二五〇	佐瀨庄三郎	
茨城縣監獄署		
一、五〇〇	永田直之亟	
五〇〇	佃離見	
五〇〇	大沼正長	
五〇〇	小笠原長貞	
五〇〇	伊集院藤七	
栃木縣監獄署		
一、五〇〇	宇田德正	
五〇〇	渡邊德太郎	
五〇〇	眞船多吉	
三重縣監獄署		
一、五〇〇	河俣政幹	
三五〇	佐田諸吉	
三五〇	太田彌三郎	
三五〇	大宮八藏	

三五〇 谷口豐藏
三五〇 服部菊次郎
三五〇 俵還二
愛知縣監獄署 一、五〇〇 森元祐
五〇〇 安松虎雄
五〇〇 新美鶴吉
五〇〇 鈴木門平
五〇〇 栗田仁太郎
五〇〇 石川倉三郎
靜岡縣監獄署 一、五〇〇 清水精四郎
五〇〇 島村民之助
五〇〇 高松知周
五〇〇 中村時夫
五〇〇 中村吉國
五〇〇 伊吹正介
五〇〇 竹內義定
五〇〇 野村哲成
五〇〇 菅谷長吉
五〇〇 安永三四郎
山梨縣監獄署 一、五〇〇 佐藤光二

五〇〇 堀順信
五〇〇 齋藤安太郎
五〇〇 菊地原亥ノ吉
五〇〇 望月久米吉
滋賀縣監獄署 一、五〇〇 武村鎌太郎
五〇〇 國分万次郎
五〇〇 山川定
五〇〇 堀田作之助
岐阜縣監獄署 一、五〇〇 中村寶
五〇〇 長田元義
五〇〇 山川一郎
五〇〇 紀野維盛
長野縣監獄署 一、五〇〇 角尾小彌太
五〇〇 山崎小五郎
五〇〇 村澤手一郎
五〇〇 渡邊傳五郎
五〇〇 藤本慶太郎
五〇〇 田口義見
五〇〇 德田支太郎
五〇〇 菅田憲文
五〇〇 吉田信正

五〇〇 伊丹來空
五〇〇 西尾東造
五〇〇 河村鑄太郎
五〇〇 堀江千代太
五〇〇 安川平二
五〇〇 內保俊治
五〇〇 吉田隆道
五〇〇 下田幹
五〇〇 渡部友次郎
五〇〇 青山定一
五〇〇 河村鎌三郎
五〇〇 赤松勝雄
五〇〇 土屋善太郎
五〇〇 佐藤傳次
五〇〇 小笠原虎雄
五〇〇 小野線新
五〇〇 松井總吾
五〇〇 宮澤常彌
五〇〇 山崎千吉
五〇〇 高島成次郎
五〇〇 山岸初三郎
宮城縣監獄署 一、五〇〇 山崎德義一郎
五〇〇 大木一郎

五〇〇 關場源次
福島縣監獄署 一、五〇〇 三浦貢
五〇〇 松山善敎
五〇〇 高橋喜惣
五〇〇 松本桑
五〇〇 高橋修二郎
五〇〇 富樫信淳
五〇〇 越路代次郎
五〇〇 新川田傳次郎
五〇〇 庄司善吉
五〇〇 松永美樹
五〇〇 渡部三六
五〇〇 藤岡元禮
岩手縣監獄署 一、五〇〇 福島武司
五〇〇 武田和忠太
五〇〇 神貞庸
五〇〇 川村愼吾
青森縣監獄署 一、五〇〇 渡邊武直
五〇〇 永田包雄
五〇〇 七戶大助
五〇〇 齋藤廣

sein auf die Erfolge, die Sie durch Ihre vorzuegliche Organisation auf dem Gebiete der wissenschaftlichen Weiterbildung der Gefaengnisbeamten erzielt haben.

Und nun zum Schluss, meine Herren! Ist auch die Zeit meines Aufenthalts zu kurz gewesen zu grossen Leistungen, so war sie doch lang genug um Ihr schoenes Vaterland lieb zu gewinnen und mir den Abschied schwer zu machen. So sehr ich mich natuerlich freue, meine Angehoerigen und meine Heimat wiederzusehen, so leid thut es mir, dass ich heute zum letzten Male in Ihren liebenswuerdigen Kreise bin. Wen ich mich umsehe, so sehe ich Viele, denen ich zu ganz besonderem Danke verpflichtet bin fuer die vielen Freundlichkeiten, die sie mir waehrend meines Aufenthaltes in Tokio erwiesen haben; so dem Herrn Justizminister, der seinen Posten schon zur Zeit meiner Ankunft bekleidete und ihn nach kurzer Zurueckgezogenheit zu unser aller Freude wieder uebernommmen hat; so meinen Herren Kollegen in der Geraengnisverwaltung, den Herren Ministerialraeten Ogawa und Yamagami, und endlich meinem verehrten Freunde und Dolmetscher Herrn Koakimoto, der mit nie ermuedender Liebenswuerdigkeit mich dienstlich und ausserdienstlich unterstuetzt hat. Ihnen allen danke ich aber herzlichst fuer die viel zu kostbaren Geschenke und fuer dieses schoene Abschiedsfest. Ich hoffe bestimmt, dass uns das Leben in einiger Zeit wieder zusammen fuehren wird; inzwischen bitte ich Sie aber, mir ein freundliches Andenken zu bewahren, wie ich auch immer mich gern der schoenen Jahre in Japan erinnern werde, die ich zu den schoensten meines Lebens rechne. Ich leere mein Glas auf das Bluehen und Gedeihen des Japanischen Gefaengnisvereins.

山形縣監獄署
一、五〇〇　神尾虎之助
五〇〇　李川正義
五〇〇　千坂正太郎
五〇〇　伊東政房
五〇〇　須賀井廉吉

秋田縣監獄署
一、五〇〇　江澤精造
五〇〇　岡部安憲
五〇〇　境田爲國
五〇〇　渡邊房吉
五〇〇　古谷三重郎
五〇〇　瀨谷兵馬

福井縣監獄署
一、五〇〇　古野蒿央
五〇〇　岡辰造
五〇〇　藤久
五〇〇　田久
五〇〇　野新一

石川縣監獄署
一、五〇〇　臼井助之進
五〇〇　五十嵐壽吉
五〇〇　荒木新一
五〇〇　坂井脩次郎
中村脩男

富山縣監獄署
一、五〇〇　四王天數馬
五〇〇　杉村政記

鳥取縣監獄署
一、五〇〇　山崎正
五〇〇　多田駒治
五〇〇　津村秀文
五〇〇　吉田磯次
五〇〇　河野信夫
五〇〇　引野支署々員
二、五〇〇　本（以下次號）

島根縣監獄署
一、五〇〇　綾部敎磨

○會告

○埼玉縣典獄早崎春香君より本會圖書室備付用として左の有益なる書籍を寄贈せらる本會は書籍幷に同君の厚意をも受領して永く保存すべし

一犯罪學
一敎育的世界觀及人生觀
一敎育原論
一倫理學
一心性遺傳論

barkeit und Freundschaft gedenken werden, so wird auch er, das hoffen wir zuversichtlich, uns allen und unserem Vaterlande ein freundliches und sympatisches Andenken bewahren. Herr Dr. Crusen steht noch im Fruehling des Lebens und eine schoene Zukunft liegt vor ihm; ich bin ueberzeugt, dass seine Begabung, sein wissenschaftlicher Ernst und ein unermuedlicher Fleiss ihm befaehigen, eine hervorragende Stellung in seinem Vaterlande einzunehmen. Ich schliesse meine Worte mit der Aufforderung an Sie, meine Herren, Ihre Glaeser auf das Wohl unseres Gastes zu leeren.

Erwiderung von Herrn Prof. Dr. Crusen.

Meine Herren! Seine Exzellenz der Herr Justizminister hat die Gnade gehabt in seiner doppelten Eigenschaft als Chef der Justizverwaltung und als Praesident des Japanischen Gefaengnisvereins so ueberaus freundliche Abschiedsworte an mich zu richten, dass es mir nicht ganz leicht wird, darauf zu erwidern. Als vor etwa 3 Jahren an mich die ehrenvolle Aufforderung erging, fuer einige Zeit in den Dienst Ihrer Regierung zu treten da habe ich ohne langes Zoegern mit Freuden angenommen, denn es war seit langer Zeit mein Wunsch, etwas von der Welt zu sehen und vor allem Ihr schoenes Vaterland kennen zu lernrn. Ich war auch von vorneherein ueberzeugt, dass ich bei Ihnen eine freundliche Aufnahmen finden wuerde, denn Japan ist in der ganzen Welt bekannt als das klassische Land der Höflichkeit und der feinen Umgangsformen. Meine Erwartungen sind aber uebertroffen, denn Sie haben mich vom ersten Tage an mit

Liebenswuerdigkeiten ueberhaeuft und allem die Krone aufgesetz durch das schoene Abschiedsfest, das Sie mir heute bereitet haben und die wundervollen Geschenke, die Sie mir mit auf den Weg geben. Wenn der Herr Minister von meinen Verdiensten um die Hebung des Japanischen Gefaengniswesens gesprochen hat, so freue ich mich ueber den darin liegende Beweis seines Wohlwollens, wenn ich auch leider das Lob nicht annehmen kann. Ganz abgesehen von der kurzen Zeit meiner Wirksamkeit in Japan bietet auch das japanische Gefaengniswesen wenig Gelegenheit zu reformatorischem Eingreifen; wenn auch gewiss in Japan, wie in jedem anderen Lande Verwaltungszweige sind, auf denen Verbesserungen moeglich und wuenschenswert sind, so ruht doch gerade das Gefangniswesen auf einer so soliden und erprobeten Grundlage, dass Reformen in grossem Stile kaum zu erwarten sind. Unter diesen Umstaenden hat der Schwerpunkt meiner Thaetigkeit als Dozent gelegen. Ich bin dabei bestreb gewesen, meinen Hoerern und allen anderen Gefangnisbeamten, mit denen ich in Beziehung trat, die Methode und die Ergebnisse der verschiedenen Zweige der europaeischen Wissenschaft mitzutetilen, die man gewoehnlich unter dem Namen Gefaengniswissenschaft zusammen fasst, und ich werde zufrieden sein, wenn Sie meine Thaetigkeit nach dieser Richtung nicht fuer verloren halten. An Gelegenheit hierzu auch ausserhalb des Hoersaals hat es mir nicht gefehlt; sie bot sich einmal bei den ausgedehnten Dienstreisen, die ich im Auftrage des Herrn Ministers ausgefuehrt habe und die mir eine willkommene Gelegenheit gewaehrten, mit den ausserhalb Tokios wohnenden Beamten der Gefaengnisverwaltung persoenliche Beziehung der angenehmsten Art anzuknuepfen. Eine weitere Gelegenheit geben mir aber die regelmaessigen Versammlungen Ihres Vereins, an denen teilzunehmen mir immer eine besondere Ehre gewesen ist. Sie koennen stolz

Rede Seiner Excellenz des Justizministers Baron Kiyoura.

Meine Herren! Herr Dr. Crusen, den einzuladen wir uns heute beehrt haben, ist am 29, November 1899 auf Grund des von unserer Regierung mit ihm abgeschlossenenen Vertrages in Tokio angekommen. Er ist gleich nach seiner Ankunft in den Dienst der Kaiserlichen Regierung getreten und hat sowohl als Beirat fuer Gefaengniswesen im Justizministerium wie als Professor an der Akademie fuer Polizei-und Gefaengnisbeamten fast 2 1/2 Jahre gewirkt. Herr Dr. Crusen ist waehrend dieser Zeit bestrebt gewesen, an der Verbesserung des Gefaengniswesens und der wissenschaftlichen Fortbildung der Gefaengnisbeamten energisch mitzuarbeiten, und wenn auch 2 1/2 Jahre nur eine kurze Spanne Zeit sind, so kann ich doch Names der Kaiserlichen Regierung und der Beamten der Gefaengnisverwaltung erklaeren, dass seine Bemuehungen nicht erfolglos gewesen sind und dass seine Wirksamkeit trotz der Kuerze der Zeit mittelber und unmittelbar von grossen Nutzen gewesen ist. Namentlich die Beamten der Gefaengnisverwaltung haben Grund, Herrn Dr. Grusen fuer seine Mitarbeit und Anregungen dankbar zu sein. Aber, wie es im Sprichworte heisst: die Sonne laeuft wie ein Pfeil schnell, und so steht die Abreise unseres Gastes nahe bevor. Wir haben deshalb Herrn Dr. Crusen heute eingeladen, um ihm noch einmal einen Beweis unserer aufrichtigen Dankbarkeit und Freundschaft zu geben. Ist auch der Tisch nur einfach gedeckt, so weiss doch unser Gast, in welchem Sinne wir ihn hier empfangen. Und wie wir seiner immer in Dank-

司法大臣清浦奎吾君著

明治法制史

再版

●用紙菊判上等質
●製本背皮金字入美本
●製本正價金貳圓
●郵稅金拾八錢
●並製正價金壹圓五拾錢
●郵稅金拾六錢
●監獄協會々員諸君に限り一割引

維新以來我か法制は長足の進歩を爲したり然りと雖も一躍以て今日の盛境に達したるものに非す其進歩や固より歐米の制度に資したる所尠なきに非すと雖も既往三十年間の沿革を顧み更らに遡りて建國以來の歷史に鑑みるときは如何に我か固有の文化か能く泰西諸國の制度を資用し消化するの力に富みたるを知るへし

本書は主として維新以來諸般の法制に就き各分類を分ち精密に其起原沿革を歷敍し緒論に建國以來の法制の梗概を擧示し脈絡貫通以て燦然たる典章の由て來る所を明にし成立する以所を詳かにするのみならず一讀の下能く現行法制の由て來れるを知り又將來如何に我か法制の發達すへきかを推知するを得へし且つ本書は各法律の沿革發達を精論したるものなるにより自ら法令布達の索引となる便益あるか故に立法者は勿論司法行政の局に在る士を始め苟も法政の學に志ある諸彦は坐右の友として益あるへく又近來法制歷史の一斑を普通教育の科目に新設すへしとの議あるに際し教育家も亦一讀の價値あるへし、殊に著者は本書出版より生する利益を擧て慈善事業の資に投せられ、東京出獄人保護事業其他不良少年感化事業貧兒救養事業等の費に寄附せらるゝものなり、聲舖幸に刊行の榮を得たれは亦勤めて發賣の途を弘充し著者の清勞に報ひ芳志を空しからさらしめんことを欲し弘く大方の諸彦に謹告す、諸彦亦著者の芳志を贊成せられ諸官諸役場諸學校の圖書に備へらるゝは勿論諸彦の坐右に一本を供へられんことを希ふ

發行所　東京神田區裏神保町七番地（電話本局一四三六）　書肆明法堂

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE
OF THE
PRISON SOCIETY OF JAPAN.

No. 3. March, 1902.
VOL. XV.

CONTENTS.

Leading Articles :–

Speech of Baron Kiyoura, the Minister of Justice.....
Reply of Dr. Crusen.....
Of Death Penalty..... ...Prison Commissioner S. Ogawa.
Adieu to Graduates of Prison School.....Warden S. Arima.
Ideal Penitentiary System.....
.....Prison School Professor K. Tomeoka.

Miscellaneous:–

State Funds and officer in Prison.....
On my views of Reformatory School in England.....S. Itou.
The definition of Reward System.....Betsuten-sei
Short tales.....

Statistics.

Ex-prisoner Society and Reformatory School :–

The 5th Annual Report of Mr. Hara's ex-prisoner Society...

Current Events.

The State of 3rd graduate Ceremony of Police and Prison School.....
The Celebration of Minister of Home Affairs.....
The Speech of Minister of Justice.....
The Celebration of School-Master.....

Association Notes.

Price seven sen per copy.

THE PRISON SOCIETY.
No. 3 Itchome, Eiraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo, Japan.

明治三十五年三月二十日

發行人 傘編輯人 磯村政富
印刷人 磯村兌貞
發行所 東京市麹町區永樂町一丁目三番地 監獄協會
印刷所 東京市麹町區内幸町一丁目五番地 愛惠堂

（電話本局二千二百十六番）